

戦国時代の伊達領国にみる村請の村 — 段銭帳の分析 —

遠藤 ゆり子

はじめに

戦国大名としての伊達氏の画期は、植宗の時代に置かれることが多い^①。それは、植宗が伊達氏では前例のない陸奥守護職に補任され、分国法「塵芥集」を制定し、「棟役日記」や「段銭古帳」を作成したことなどによる。

なかでも、天文期から天正期に到るまで機能したとされる「段銭古帳」は、伊達氏が段銭を賦課する際の基礎台帳として注目されてきた^②。

この段銭の徴収は、伊達氏が守護職に補任されたことで分国規模の貫高総体を把握することとなり、可能になった支配体制とも評価されている^③。だが既に、分国内への棟別銭賦課については、収取の実態が検討され、守護職補任によって棟別銭徴収が可能になったとの推測は、成り立たないことが明らかになっている^④。守護職補任を契機とする分国規模の段銭徴収体制の樹立、という考え方も再考の余地があり、別の観点から伊達氏の「段銭古帳」が作成された意義を問う必要があるのではないだろうか。そこで本稿では、伊達氏の段銭帳を分析することで、収取の実態を追究し、植宗以降における伊達氏の戦国時代的な特色に迫ってみたい。

これまでに、伊達氏の「段銭古帳」を分析した主な研究には、次のものがある。まず、惣領制の崩壊や在家分解との関係から段銭帳を分析した誉田慶恩氏の研究^⑤、天文期と天正期の段銭帳を紹介し、各段銭帳の特色を指摘した田代脩氏の研究^⑥、歴史地理学的見地から、段銭帳に見える村の分布を明らかにした菊池利雄氏の研究などである^⑦。特に本稿では、天正期の伊達領国では、一部地域で乙名百姓を中核とする「郷村制」による収取が確認できるといふ、誉田氏の指摘に注目したい。

誉田氏によれば、「郷村制」成立の展開は、①地頭給人層の惣領制が崩壊し、所領の散在化と錯圃的状态が増え、彼らによる段銭上納に混乱が生じる、②天文の乱後は①の状態が進み、地頭屋敷の多くが移動し、地頭給人層の在地支配が希薄化、③そのようななか、在家の分解と在家農民層の階層分裂が進み、乙名百姓が成長、④①～③のため、天正期には地頭給人層ではなく、乙名百姓が段銭を直納する「郷村制」（「乙名百姓らによる村請」^⑧）が平野部で形成される、という経緯をたどるといふ。これによって伊達氏は、乙名百姓を掌握することで郷村支配を貫徹し、大名領国制を進展させることができた^⑨とされる。また誉田氏や菊池氏は、天文期の段銭帳に見える郷・村と近世初期の村が重なる地域が多く、特

に生産力の高い平野部の村では、中世から近世に継承される事例が多いと指摘している^⑩。

本稿は、収取のあり方を考察したこれらの研究成果に学びつつ、伊達領国では天正期になって、平野部に乙名百姓が段銭を直納する「郷村制」が成立しつつあったとする評価について、検討を加えてみたい。なぜなら、既に伊達氏は、天文期に作成された「段銭古帳」の段階において、郷・村ごとの段銭高を把握し、郷・村を支配の単位にしていたという事実が知られるからである。その点を踏まえた上で、改めて天正期に作られた段銭帳について考えてみたいと思う。

そもそもこれまでの研究では、天正期の段銭帳に記載された請取状を考察するにあたり、その宛所が地頭給人層か乙名百姓層かが問われ、乙名百姓中宛であるから「郷村制」が成立していたと見なしてきた。そのため、収取のあり方自体についての分析が充分であったとはいえない。例えば、なぜ天文期の段階で郷・村ごとの段銭高が伊達氏に把握される一方で、天正期に多様な宛所の請取状を載せる段銭帳が作成されたのかについては、その理由が明確にされてはいない。天文期に伊達氏が郷・村段銭高を把握していたということ、天正期には一部で乙名百姓が段銭納入を請け負う体制ができていたという以上には、伊達領国の収取のあり方は詳らかにされていないのが現状といえよう。

そこで本稿では、誉田氏の研究以降に展開された村落論の成果も踏まえつつ^⑪、改めて収取のあり方を考察してみたい。おそらくそれは、段銭納入主体が地頭給人層から乙名百姓を中核とする郷・村へ変遷していくという考え方や、大名が乙名百姓層を掌握して大名領国制を進展させ、

地頭給人層の在地支配が後退したという評価についても、再考を迫ることになる。そして最初に述べたように、戦国時代的な伊達氏の特徴についても、改めて考えることになると思う。そのためにもまずは、伊達氏の段銭収取関係史料について整理し、それらがどのような性格の史料であるのか、各史料の関連性も含めて検討することから始めたい。

一 伊達氏の段銭収取関係史料

1 伝来する史料

戦国時代の伊達領国における段銭収取を考察する前に、伝来する主な史料について整理しておきたい。作成年代が古いものから、①天文七年（一五三八）に作成され、天正十四年（一五八六）に書き写された「御段銭古帳」（伊達家文書『桑折町史 第5巻 資料篇Ⅱ』二二七、本稿では「段銭古帳」と記す）。②天正七年十一月七日付で遠藤基信が発給した後藤孫次郎宛段銭請取状一点（後藤家文書^⑫）。③天正十一年十一月、同じく遠藤基信発給の段銭請取状十七点（遠藤家文書^⑬ 39―①⑭）。④天正十二年（一五八四）に作成され、片倉景綱が署判を加えた「下長井段銭帳」（伊達家文書『米沢市史 資料篇1』）。⑤天正十三年（一五八五）に作成され、片倉景綱の署判がある「北条段銭帳」（同前）。⑥天正十五年（一五八七）作成の「上長井段銭帳」（同前）。⑦天正十八年（一五九〇）十月、小成田重長・大斎信濃・大窪美濃・矢内藤兵衛が連署した段銭請取状三点（「湯目文書」・「引証記」『仙台市史 資料編10』七六四・七六五・七七一号文書）などがある。①③⑤は植

宗が、④⑦は政宗がそれぞれ当主の時期に作成されたものである。

段銭帳三点のうち①は、天文七年当時の伊達領国を対象に段銭收取を行った際の台帳を写したものである。その後も段銭收取時の基準にされ、同帳に記された段銭高は「本段銭」と呼ばれて天正期に引き継がれたとされる。¹⁴ 記載内容は、「伊達にしね」・「宇田之庄」といった郡・荘など地域ごとに、原則として郷村ごとの段銭高（貫高）、それらの合計高、夫賃（人夫役）・「ははき代」が記されている。「ははき代」は脛巾代・脛当ての代、つまり草履代や足代といった手数料の意味かと思われる。¹⁵ ①には、上長井・下長井荘分の記載があり、天正期の段銭帳④・⑥との比較検討が可能である。

段銭帳の④は、表紙に霜月廿六日の日付があり、同日から十二月十一日にかけて、下長井地域において、日付ごとに段銭納入者が段銭を納入した際の請取を記載した帳面である。請取数は一四七通で、記載項目は（1）段銭の納入者名、（2）賦課された（1）ごとの段銭高と今回の納入額（貫文高または苧高・地利記載）、（3）段銭免除分や別納分などの内訳、（4）（2）から（3）を引いた実際の納入額、（5）請取の宛所、となっている。本段銭などが苧高・地利で記載されている場合も（4）は貫高で記されており、伊達氏への納入段階では貫高に換算していたことがわかる。請取状のうち②・③は全て下長井のもので、④に対応する請取が載っている。¹⁶

段銭帳の⑤は、表紙に霜月廿五日の日付があり、北条地域において同日から十二月十二日までに納められた段銭の請取を書き連ねたものである。記載項目は④とほぼ同じなので省略する。そして上長井地域を対象

とする段銭帳の⑥は、霜月廿日の日付であるが、同月二十四日から十二月十三日までに納入された段銭と、その内訳を記している。記載事項は、納入された段銭高・段銭の納入者名・段銭高（貫高か苧高・地利記載）である。他の段銭帳と異なり、請取状を写した形式ではなく、請取の宛所は不明である。⑦の請取状のうち二点は北条地域のもので、⑤に対応する内容が記載されている。もう一点は屋代荘内の郷村で、対応する郷名が段銭帳の①に見える。

これらの史料の発給者は、輝宗が当主の時期に発給された①③のうち、①は不明、②・③は遠藤基信であることを確認できる。政宗が当主の時期に当たる④⑥のうち、④・⑤は片倉景綱が署判を加えているが、⑥には署判が見えない。⑦は小成田重長以下の家臣である。遠藤基信と片倉景綱は、それぞれ輝宗期・政宗期の側近という立場にあったことで共通する。既に指摘されているように、天正十二年に政宗が家督継承したことを受けて、伊達氏の段銭徴収の実務担当者は、遠藤基信から片倉景綱に交替したと考えられる。景綱が天正十四年に大森城主となってから作成された⑥では、景綱が関与していないことから、伊達家では側近が段銭收取の実務を担当していたことが窺える。¹⁷

では、段銭帳⑥の作成に携わった実務担当者は誰であろうか。結論から言えば、断定はできないものの、遠藤文七郎宗信が関わっていた可能性を指摘できる。⑥には、「遠藤文七殿」に段銭を直納したとする事例が散見される。¹⁸ これらのなかには、合点と同じ朱書きで「文七」と注記するものがある。¹⁹ これは、收取の場で実務を担当していた遠藤宗信が、段銭を請け取ったことを示しているのではないだろうか。片倉景綱が大

森城主となった後も、宗信は米沢におり、政宗の側近くにいたことが知られる（「伊達天正日記」など）。あくまでも推測の域を出るものではないが、側近が段銭徴収の実務を担当していたとするならば、宗信が実務に関与した可能性が考えられよう。

また①～⑦以外に、戦国期の伊達領国が蒲生氏の支配下にあった文禄三年（一五九四）、蒲生氏郷によって作成されたという「蒲生領高目録」が伝来する（「岩代国古文書」）。同高目録では、郡ごとに村名・村の等級（上中下）・村高（石高）・給人名を記載している。それらの村名は、戦国時代の段銭帳にある郷村名と一致する事例が多く、戦国段階から近世への展開過程を知る上で有用な史料である。

2 表1・表2の解説

本稿では、はじめにで掲げた課題を追究するため、特に上長井・下長井地域の段銭帳（前節の④・⑥）に注目して考察を進める。そこで、両地域の段銭帳を整理した表1・2を用いることとしたい。表1は上長井地域の段銭帳類を整理した表である。最上段の項目に示したように、「段銭古帳」（前節の①）の上長井地域分の内容と「上長井段銭帳」（同④）を整理したものである。表2は、下長井地域の段銭帳類を整理したもので、「段銭古帳」（同①）・「下長井段銭帳」（同⑥）から作成した。表1・2における「段銭古帳」の情報については、郷村名とその段銭高、および注記があればそれを示した。元来、「上長井段銭帳」・「下長井段銭帳」は、収納された日付ごとに、何処からいくら納められたかを記載した帳面だが、表1・2では「段銭古帳」記載の郷村順に並べ替え

てある。表に対する元々の史料の順序については、「収納年月日」欄に記した収納年月日、および「No」欄に記した上・下長井の各段銭帳に記載されている順序を参照することで復元が可能である。表1・2で表記が異なるのは、前節で見たように上・下長井の各段銭帳の記載方法が少し異なるためである。そこで、それぞれの段銭帳について具体的に説明をしておきたい。

【史料1】（「上長井段銭帳」）

(A) 〇一、^(合意)五百文、志ほの^aにし^bかた東の在家^c仁千^e苜やく二、
(B) 〇一、七百三十^a仁文^bにしえ^cま田^d本田^d銭六^d百九^d百七^d十三文、
三分^e一^e二、遠藤^eしやうけん^e分五^eけん六^e百^e三^e百^eしり^e二、以^e
上、
(持監)

これは、天正一五年霜月廿四日から始まる「上長井段銭帳」の一部である。(A)は、霜月二十四日条に書かれた最初の請取の記事になる。そのため表1の「年月日」欄には「15/11/24」、「No」欄には「1」と記した。一方(B)は、霜月晦日条に書かれ、(A)から数えて53番目の請取に相当する。表1の「年月日」欄には「15/11/30」、「No」欄には「53」と記入してある。

請取の内容は、(A)・(B)ともに傍線部aがこの時の納入額、つまり伊達氏側の請取額であり、表1には「請取額」欄に数値を示した。傍線部bの郷村名は、表1の「納入者」の「郷村名」欄に記してある。

(A)だけにある傍線部cには、この場合は郷村内の在家名だが、郷村内に所領をもつ給人名などが書かれる場合があり、これは表1の「納入者」の「郷村内の地名・人名など」欄に示した。(B)のみに見える傍

線部 d は、郷村に課された「本段銭」・「本田銭」と呼ばれる段銭額であり、「本段銭」欄に記した。なお、これは天文期の「段銭古帳」にある段銭額とほぼ一致する。傍線部 e は、傍線部 a に当たるこの時の納入額（伊達氏側の請取額）が、導き出された理由が書かれた部分である。表 1 では、「請取額の算法（今回の納入分、別納分・免除分等の記載）」欄に示した。例えば（A）ならば、二千石に対する課役として五百文を、（B）ならば本段銭の三分一から遠藤将監分を引いた七百三十二文を納入したということがわかる。

次に、下長井の段銭帳と表 2 の対応関係を見ていきたい。

【史料 2】（「下長井段銭帳」）

（C） 下なかい成田之内、○梅津伊勢守ふん式けんより、ほん段銭三分一ニかん志やう二合候而、

○百七十文請取申候、

梅津いせ殿

（D） かとの目 本段銭○三分一二九百三十四文罷出候内、は

また殿分へ八十五文引、出代、

○八百四十九文うけとり申候、

かとのめおとな中

この段銭帳は、天正十二年霜月二十六日から記載が始まる。（C）は霜月二十七日に納入された分なので、表 2 の「年月日」欄には「12/11/27」と記し、最初の請取から数えて 13 番目に当たするため、「No.」欄には「13」と明示した。また（D）も同日分なので、表 2 の「年月日」欄には「12/11/27」と記入し、最初の請取から 19 番目に当たるから、

「No.」欄には「19」と記した。

請取の内容は、（C）・（D）ともに傍線部 a は郷村名なので、表 2 の「納入者」のうち「郷村名」欄にそれぞれ記載した。（C）のみにある傍線部 b は、この場合は郷内に所領をもつ給人名であるが、他の事例では在家名や地名が書かれることもある。これは表 2 の「納入者」のうち「郷村内の地名・人名など」欄に記した。この傍線部 b 以外は、（C）・（D）に共通する。傍線部 c は、今回の納入額が算出された理由を書いた部分であり、表 2 の「請取額の算法（今回の納入分、別納分・免除分等の記載）」欄に明示した。傍線部 d はこの時の納入額、つまり伊達氏側の請取額であるから、表 2 では「請取額」欄に示した。傍線部 e は、史料 1 にはない請取の宛所で、表 2 の「宛所」欄に記載した。

そして、表 1・2 の「備考」欄には、段銭帳上の注記や対応する請取状（前節の②・③）、関連する史料などがあればその旨を記載した。また、上・下長井の段銭帳に本段銭が記されていないものの、例えば下長井荘門目郷のように「本段銭三分一二九百三十四文罷出候」とあれば、「943 文×3」で算出した二貫八〇二文を「本段銭」欄に括弧「（）」で付して記載した。次章以下では、これら二つの表を使って分析を進めたい。

二 收取の過程と伝来史料

1 三分一の納入

天正期の段銭帳では、しばしば本段銭の三分一が納入されている。例えば、天正十五年十二月二日条の上長井一漆郷には、次のようにある。

○一、四^(合)百六十文 一^(漆)うるしほん段銭十八^(合)文、三分一二六^(合)文、
此内玉とういん分、又正伝庵分合て壹^(少)百四十文引候て、又
しやうな^(少)こんとのへ四百文引候て、以上、

これによれば一漆郷は、天正十五年十二月二日に四貫百六十文を伊達氏へ納入した。郷の本段銭は十八貫文であり、その三分一の六貫文を今回は納入することとし、そこから「玉とういん分」・「正伝庵分」の一貫四百四十文、少納言殿分四百文を引いた額が実際の納入分であった。このように、上・下長井、そして北条の段銭帳作成期間中には、本段銭の三分一を納入する事例が多く見られる。なかには、米沢城から近い上長井小瀬郷のように、段銭帳作成期間中の十一月二十九日と十二月七日の二度にわたって、段銭を納入する場合もあった^(註)。三分一を二度に分けて納入していることから、年三回の分納が多かったと考えられ、少なくとも数回に分けて納入することが一般的であった。

さらに、表1・2を見てみると、「請取額の算出法」欄に本段銭の三分一を納入すると明記しているのは、「納入者」が郷村だけであり、郷村の本段銭が記された事例が大半であることがわかる。ただ別納分も、例えば下長井畔藤郷の「く^(桑嶋)ハシマ与一郎分」のように、三分一を納入している事例もある。特に三分一の納入と明記していない場合も、一度で完納したかは明確でないものもある。

だが「納入者」が郷村の場合は、一度で完済できた事例は確認できず、数回に分けて納入することが一般的であったようだ。上・下長井段銭帳および北条段銭帳は、何れも十一月二十日頃から十二月中頃までに、伊達氏へ納入された段銭の請取を記載したのだが、この期間には、まず

は三分一の段銭を納入することが多く、おそらくその後、数回に分けて段銭が納められたのであろう。この時期の段銭帳のみが残された理由は定かではないが、年度末にかけて段銭の完済が目指されたと考えられる。郷村が数回に分けて段銭を納入した背景としては、個々の百姓が郷村へ段銭を納め、一度度に達した段銭額をまとめて伊達氏へ納入する慣習の存在などを想定できよう^(註)。

2 請取状・手判・御本帳

前述したように、戦国期の段銭請取状には、遠藤基信が発給した天正七年十一月七日付後藤孫次郎宛が一点（「後藤家文書」）、天正十一年十一月の日付をもつ請取状が「遠藤家文書」に十七点あり、小成田重長等が発署した天正十八年十月の請取状が三点（「湯目文書」「引証記」）ある。伝来する点数は少ないが、伊達氏の段銭収取の場では、実務担当者が段銭納入者に対し、請取状を発給していたことを確認できる。また、これらのうち遠藤基信発給分の十八点は、天正十一年に作成されたものだが、片倉景綱が署判を加える天正十二年分の「下長井段銭帳」に、ほぼ同内容の請取が載る。ここから、伊達氏の実務担当者は、段銭が納入されると請取状を発給するとともに、段銭帳にその請取を写していたことがわかる。段銭は数回に分けて納入されたので、伝来はしないがそのたびに請取状も発給されたと思われる。そして、段銭が完済された時には皆済状が出されたのであろう。

これらの請取状、もしくは皆済状に相当すると思われる当時の名称に、「下長井段銭帳」と「北条段銭帳」に見える「て^(手判)はん」がある。段銭帳

には、例えば「下長井段銭帳」十二月朔日条の椿郷本段銭に対する「おとな嶋貫甚助」宛請取に、「下長井とうねん(てはんなし)い(出目)てめ(吉田)○南(庶子方)よし(庶子方)したそしかたかうや七けん、きり田そへて」とあり、この年の出目(増加)分に対しては手判がないという。同じく十二月五日条の九野本内大石藤三分に対する大石藤三宛請取には、「山しろ(遠藤山城守)殿時ニハさしおかれ候間、てはんハ御さなく候」と見え、前年まで段銭収取の実務を担当していた遠藤基信の時には、免除されていたので手判がないという。何れも前年は段銭が課されず、段銭を納入しなかつたので手判がないという事例である。つまり、少なくともこれらの手判は、前年分の納入時に発給されたものを指すといえる。

さらに、「北条段銭帳」十二月八日条、「北条とひ口さいけ之内、白山てん」に対する「菅野大いの助」宛の請取には、「てはん(手判)御さなく候間、ひやくし(姓)やうくち(口)次第(口)第二うけとり申候、てはん(罷出)まかり(罷出)いて候て、てはん(通)ちかい候ハ、さた(沙汰)をかけ可申候」とある。手判が無いので、百姓の言う通りに段銭を請け取った。手判が見つかり、納入額が手判の額と違つたならば沙汰をかける(おそらく不足分を納入すべきだ)というものである。菅野大炊助は手判をまとめて紛失してしまつたらしく、他にも菅野大炊助宛の請取には、手判が無いので百姓の言う通りに収取が行われたという事例が三件ある。これらから、手判は段銭納入者に渡され、納入者側で管理されていたことが窺える。

このように、収取の場に必要とされた手判は、前年に段銭納入があつた場合に発給され、納入者側に渡されていたことから、段銭納入時の請取もしくは完済状ではないかと考えられる。近世前期の仙台藩では、

「地頭・百姓之間、肝煎・小百姓之間」における「年具其外」の遣り取りで発給する請取状を「切手」・「切手しやうもん(証文)」と呼んでいた(「須江家文書」『仙台市史 資料編13』三七〇三号文書など)。戦国段階では、請取状に収取の実務担当者が署判を加えており、そのために「手判」と称していたのかもしれない。

ここまですべてを整理すれば、戦国時代の収取の場では、納入者が前年度に発給された手判を持参し、前年度の段銭額に基づいて収取が行われたということになる。⁽²³⁾この点に関して、福原圭一氏によれば、段銭納入時に前年の請取状を持参するよう命じられている事例を確認できるという。⁽²⁵⁾この請取状を段銭帳では「手判」と呼んでいるのではないだろうか。

では、なぜ前年度の手判を収取の場へ持参したのか。その点を窺えるのが「下長井段銭帳」十二月朔日条の「つはきの内、卯和之○ひこ五郎ふん惣領かた」に対する、甚助・かもの助・新介宛請取である。そこには「老々八六四文うけとり申候、此内三百文ひけ、つはき(棒)一(額)こ(額)う(額)ニしまつ候間、来年ハてはんをよくく御らん候へく候」とある。一貫八六四文のうち三百文を引いて、椿一郷に処理したので、来年は手判をよくよく御覧になるべきだというものである。つまり、前年度の収取のあり方に、従来とは異なる何らかの変更が生じる場合があり、それを確認するために手判が必要とされたと考えられる。

だが前述のように、手判がない場合は「ひやくしやうくち次第」・「ひやくしやう御まかせ」(「北条段銭帳」)に収取が行われており、基本的には百姓の側で納入額を把握し、納入を請け負っていた。「下長井段銭帳」の黒藤本段銭に対する「黒藤おとな中」宛の請取には、合点と同墨

で「此内天正十壱ねんの御ちやう二合候へハ、五百文すくなく候、来年ハそのたゝしを可申候」という頭注がある。おそらく算用の段階で書き加えられたと思われる、前年の御帳（後述）とつき合わせたところ、段銭が五百文少なかったもので、来年はそれを糺すようにしたのである。ここでは「黒藤おとな中」が畔藤郷として収取を請け負っており、その納入額が前年度よりも少なく、算用段階で問題になっていたのである。

また、「北条段銭帳」霜月二十八日条、「北条之内、にしおち合いやしき」分の「粟野人の子」宛請取には、「粟野人の子とうねんはしめてちきやう申、あとさき存不申候間、如斯すまさせ申候、御ほんちやうのかんちやう二ちかい申、すくなく候ハ、たし可被申候、もし又御本帳二すき申候ハ、あひかへされへき也」と見える。これによれば、「粟野人の子」が当年はじめて西落合居屋敷を知行し、前後のことを知らないの、このように段銭の請取を済ませた。それが御本帳の勘定と違い、納入額が少なければ不足分を足して納入し、もし御本帳にある額よりも多ければ過剰分を返却すべきだといふのである。特に領主の交代時には、段銭納入額の不足や過剰が生じやすかったよう、御本帳」と段銭額をつき合わせて確認していることが窺える。

以上から、伊達氏側の収取実務担当者は、原則として納入者が持参した前年度の手判を確認しつつ、実際に納入する百姓側の申告に基づいて段銭を受け取り、請取状を渡してその内容を「段銭帳」に記載した。その後、「段銭帳」の内容と、下長井の事例でいえば「天正十壱ねんの御ちやう」、北条の場合は「御ほんちやう」という帳面と段銭額を比べ、不足分を催促し、過剰分を返却する手続きを経たことがわかる。

この「北条段銭帳」に見える「御ほんちやう」について、菅田慶恩氏は、おそらく天文七年の「御段銭古帳」を指すと推測している⁽²⁶⁾。だが、下長井の場合は前年に作成した「天正十壱ねんの御ちやう」を見て算用を遂げており、「北条段銭帳」の「御ほんちやう」も、伊達氏の許にある帳面を指すことは確かだが、「段銭古帳」を指すと断定はできず、前年に作成された帳面の可能性もある。推測の域を出るものではないが、伊達氏の許にあるこの帳面は、数回に分けた段銭納入が一般的であり、請取の宛所ごとに過不足を計算していることから、名寄せの形式をとり、納入者ごとに算用するための台帳であったかもしれない。

三 段銭収取と郷村 ― 上・下長井地域の考察 ―

1 段銭の納入者と請取の宛所

ここでは、天正期の上・下長井段銭帳における段銭の納入者と、「下長井段銭帳」に記載された請取の宛所について考察してみたい。

上・下長井ともに最も多く見られる段銭納入のあり方は、地頭給人層が納めるものである。具体的には、上長井「桐原内御東様御分」のように伊達家の一族や、上長井「轟栗野助三分・牛越上総守分」といった伊達氏の被官、下長井「下小松けんたい寺」のような寺院が、一郷村内の領地分に対する段銭を納めるというものである。なかには下長井「堀金惣領方」・「堀金庶子方」のように、郷村内の惣領方・庶子方として収取が行われることもあり、菅田氏は、この惣領方・庶子方による収取が本来のあり方であったという⁽²⁷⁾。

これらの場合、請取の宛所には、「○○分」とある「○○」に相当する領主の名が記されることが多い。例えば、下長井「畔藤郷くハシマ与一郎分」は「くハシマ与一郎殿」宛に、「堀金郷惣領方分」は「ほり金の惣領方」宛に請取が出されている。このように、伊達氏への段銭納入は、郷村内に所領のある地頭給人層による納入が一般的であった。

だが、下長井莊椿郷では、「あへ藤左衛門分」の請取は「おとな後藤新平三殿」宛であり、「大沼喜衛門分」は「おとな源兵へ殿・四郎さ衛門殿」宛、「西大枝分・大石主計助分・良覚分・新藤九郎兵衛分」の四人分は、まとめて「おとな後藤九郎さへもん殿」宛に請取が出されている。つまり、地頭給人分に対する段銭賦課の場合でも、郷村の乙名層が伊達氏へ段銭を直納することもあったのである。

また、前節で見た「北条段銭帳」霜月二十八日条の「にしおち合(居屋敷)いやしき」分に対する「粟野人の子」宛請取によれば、伊達氏へ段銭を納入した「粟野人の子」は、正確な段銭額を把握しておらず、「粟野人の子」分を納入する百姓の申告に基づいて収取が行われた。つまり、郷村内に所領をもつ伊達氏被官「粟野人の子」は、伊達氏へ段銭を納める責任を負っていたが、実際には、被官へ段銭を納入する百姓側が収取を担っていたのである。「北条段銭帳」で「菅野大いの助」が手判を紛失し、伊達氏の段銭収取実務者が、「ひやくしやくくち次第」に段銭を請け取ったのも、「菅野大いの助」が伊達氏への納入責任者であるが、百姓たちが収取の実務を行っていたためであろう。

これらを踏まえ、次に郷村が収取の単位となっている事例を見てみよう。上長井では、一漆・矢野目・小瀬・下平柳・小其塚・小菅・尾長島

・中田・宮井・西江侯の各郷については、郷に課された本段銭と、その内の今回納入分(伊達氏の請取分)が段銭帳に記されている。下長井では、畔藤・椿・横越・小出・火神台・時庭・泉・成田・寺泉・白兔・平山・大舟・南吉田・吉田(北吉田)・大塚荒井・菊田・まつもり・関根・中小松・露橋・黒川・玉庭・朴沢・高山・奥田・時田・苳・大塚の各郷で、郷に課された本段銭と、今回の納入分(伊達氏の請取分)を段銭帳に載せている。

ただ、郷を単位として本段銭と請取額が記載されていても、請取の宛所は郷村や郷村のおとな中の場合と、個別の人名の場合がある。「下長井段銭帳」において、郷村のおとな中が請取の宛所となっている事例は、小出・白兔・平山・南吉田・玉庭・高山・時田・苳・門目・高豆蔻の十例である。「菊田・まつもり」(天文の「段銭古帳」では「松森・きく田」)は、郷村が宛所になっている。これらの郷村以外は、泉郷の「遠藤源五郎殿」宛のように、同郷の地頭給人層かと思われる人物に宛てた請取である²⁸⁾。だが、なかには露橋郷の「おとなこんの与宗さへもん」のように、郷村の乙名であることが明確なこともあり、請取の宛所には郷村の乙名が単独で記される事例も含まれる。

また、上長井「ぬかのへ宮の在家」のように、郷村内の在家による収取の事例もあるので見ておきたい。在家の事例は比較的多く、下長井「畔藤西原在家一・花とう在家二間」とあるように、複数の在家で一つの収取単位となっている場合もある。請取の宛所は、「畔藤郷ほそこミ在家」が「梅津助衛門との」宛になっており、この梅津助衛門は火神台にも所領を持つ伊達氏被官だと思われる。一方、九野本郷大窪在家は、

「おとなまこ兵へ殿」宛の請取であり、在家の乙名が伊達氏へ直納した事例と思われる。また、堀金郷のうきしま在家・吉田郷の水口（在家）・高山郷の鹿小屋（在家）の三在家は、在家として段銭を伊達氏へ納入し、それぞれの請取の宛所は「うきしま在家」・「よしたみな口」・「志かこうや」となっている。

以上のように、「段銭の納入者」と「請取の宛所」の関係は、両方の何れも地頭給人層であるケースが多い。だが、「請取の宛所」が郷村の乙名の事例もあり、彼らによる段銭直納も行われていた。史料上の「請取の宛所」が地頭給人層の場合も、実際の収取は郷村の百姓が行っており、給人側が納入額を把握していないことさえあった。また、「段銭の納入者」が郷村の場合も比較的多く、その際に「請取の宛所」は郷村の乙名中に加え、郷村の事例、特定の乙名の場合もあった。ここでの郷村の乙名中や特定の乙名は、郷村を代表して、実際の収取を請け負ったものと考えられる。さらに、「段銭の納入者」が在家の場合は、その在家を知行する地頭給人が「請取の宛所」のケース、郷村の乙名、在家宛の事例があることを確認した。

2 段銭収取と郷村

前節においては、様々な収取の在り方が混在する状況を見てきた。本節では、一つの郷村に注目した場合、それらがどのような関係にあるのかを考察してみたい。

まずは、最もわかりやすい下長井畔藤郷の事例を取り上げた、福原圭一氏による分析を表2を使って見てみたい。²⁸⁾表2に示したように、畔藤

郷を対象とする請取は「下長井段銭帳」に四通載っている。これらのうち、十一月三十日付で「黒藤おとな中」宛に出された請取（No.104）によれば、畔藤郷に課された本段銭は三〇貫一〇〇文である。だが今回は、「請取額の算出法」欄に示したように、本段銭の三分一である一〇貫三十三文を納入することとし、そこから①亙理殿分・松岡分・番匠外記・同助左衛門とうかん分の計三貫四七四文、②桑島与一郎分七一〇文、③梅津伊勢守分四〇〇文を引いた。その結果、「請取額」欄に示した五貫四四九文を納入し、「宛所」欄に記した「黒藤おとな中」としてその請取を得たのである。

これをこの請取以外の三通との関係からみると、「請取額の算出法」に明示した①②③は、それぞれ①の松岡分が十一月二十九日付「松岡与三三衛門」宛の請取（No.70）に、②が十一月三十日付「くはしま与一郎」宛（No.99）、③は十一月二十七日付「梅津助衛門」宛の請取（No.10）に相当することがわかる。福原氏の分析はこのような内容である。要するに、①②③は「黒藤おとな中」が納入した分とは別に納めた分であり、①は「松岡与三三衛門」が、②は「くはしま与一郎」が、③は「梅津助衛門」がそれぞれ伊達氏へ納入したものであった。

だがここで重視しておきたいのは、畔藤郷では、畔藤郷の「おとな中」として、同郷の本段銭と別納分を把握し、それらを合算した上で伊達氏への郷村分本段銭の納入を行い、伊達氏から請取（No.104）を得ていたということである。つまり、伊達氏への段銭納入は、郷村おとな中・「松岡与三三衛門」・「くはしま与一郎」・「梅津助衛門」がそれぞれ行うが、「松岡与三三衛門」・「くはしま与一郎」・「梅津助衛門」が伊達氏へ

納入したことを、郷村乙名中が把握しているわけである。郷村が把握した時期は、「黒藤おとな中」宛請取と「くはしま与一郎」宛請取が同日付であることから、「くはしま与一郎」が納入後に郷村へ報告したことによるのではなく、百姓が「くはしま与一郎」へ納入する段階で、既に把握していた可能性が高い。

このように、郷村乙名中として別納分や免除分を把握し、それらを合算して伊達氏への本段銭納入を行っている事例は、火神台・時庭・白兔・平山・門目・南吉田・北吉田・玉庭・高山・時田・苳の各郷でも確認できる。ただ、畔藤郷以外の郷村では、「下長井段銭帳」の作成期間中に別納分が納入されなかったのか、別納分全ての請取が段銭帳に掲載されているわけではない。また、この時の納入額から別納分・免除分等を引いた額が、請取に示された額と合わない事例も多く、郷村側が伊達氏へ別納された額を正確に把握できていないこともあるようだ。⁽³⁰⁾だが複数の郷村において、段銭の納入状況が把握されていたことは重要であろう。では、郷村として段銭収取を把握している事例が複数あることを踏まえ、次に成田郷に注目してみたい。表2に示したように、成田郷を対象とする請取も「下長井段銭帳」には四通載っている。まずは十二月三日付で成田郷を収取単位とし、片倉彦十郎宛に出された請取(No.133)によれば、本段銭は二十二貫五〇〇文である。「請取額の算出法」欄にあるように、その三分一である七貫五〇〇文を納入することとし、①八幡分五九五文、②原田下野守分二貫三〇二文、③梅津周防分二三〇文、④梅津伊勢分一七〇文を引いている。結果として、「請取額」欄に示した四貫二〇三文を納入し、請取を得たのである。

別納分である①④のうち、①はこの「段銭帳」作成期間中に段銭が納入されなかったのか、「下長井段銭帳」では確認できない。だが、②は十二月三日付原田下野守宛の請取(No.131)、③は十一月三十日付梅津周防宛請取(No.110)、④は十一月二十七日付梅津伊勢宛の請取(No.13)に相当する。つまり、ここでは片倉彦十郎の下で、成田郷全体の本段銭・別納分などの収取状況が把握され、合算された上で伊達氏への納入が行われているのである。

同じように、本段銭のうち今回納めるべき段銭額を示し、そこから別納分・免除分などがあれば合算した納入額(請取額)を記している例は、横越郷の左馬助、寺泉郷の成田右馬頭、大塚荒井郷のあへ彦兵へ・さかい藤七、関根郷の「をしま左馬尉」^(小嶋)、露橋郷の「おとなこんの与宗さへもん」、黒川郷の大河原二郎左衛門、朴沢郷の佐竹惣太郎、大塚郷の「たいらかもん」^(平掃部)・「ほしや蔵人主」^(玄蕃)・「新藤けんはん」^(玄蕃)の下で確認できる。また火神台郷は、「かんの蔵人主」と「くはちんたいおとな中」^(火神台乙名)の連名である。

宛所に見える片倉彦十郎・左馬助・成田右馬頭・あへ彦兵へ・さかい藤七・小嶋左馬尉・大河原二郎左衛門・佐竹惣太郎・平掃除部・「ほしや蔵人主」・新藤玄蕃・「かんの蔵人主」についての詳細は不明である。ただ、片倉姓・成田姓・大河原姓・佐竹姓・平姓・「進藤」姓の伊達氏被官は「晴宗公采地下賜録」などに見え、彼らも被官化していた可能性はある。だが、露橋郷の「こんの与宗さへもん」は郷村の乙名であることが明らかであり、姓をもたない横越郷の左馬助なども百姓かと思われる。片倉彦十郎らも被官化していた可能性はあるが、各郷村の有力百姓

として段銭納入を担っていたのであろう。つまり、これらの郷村では、郷村乙名中ではなく特定の百姓の下で、郷村全体の収取を把握し、別納分を合算して納入していたと考えられる。

これらに対して、上長井荘では請取の形式をとっていないため、段銭納入の責務を負っていた者が不明ではある。だが、郷村として納入状況を把握している事例は所見される。例えば、表1の矢野目郷（No.45）では、十一月二十九日に本段銭三分の一〇貫三七文を納めるとし、そこから①輪王寺分・黒川殿分二貫七四文、②小其塚内の二八六文、③片倉小十郎へ一〇〇文、④小成田惣右衛門へ四貫四七〇文を引いた、三貫四三七文を納入したことがわかる。①・③・④については、この段銭帳作成期間の納入ではなかったのか、対応する記事は載っていない。②は、十二月六日に遠藤文七（宗信）へ直納したものと思われる（No.73）。

矢野目郷と同様、小瀬郷・下平柳（本段銭三分一から別納分を引くと、納入額とは五文の誤差がある）・小其塚・小菅（本段銭三分一から別納分を引くと、四〇八文の誤差がある）・尾長島・宮井・山上東方（東方山上）の各郷でも、郷村として段銭の納入状況を把握していたことが窺える。

以上から、段銭納入のあり方は、「1」百姓が直接伊達氏へ納入する場合、「2」百姓が地頭給人層（郷村内に所領をもつ伊達氏一族や被官・寺院等）に段銭を納入し、地頭給人層から伊達氏へ納入する場合、「3」郷村や乙名中・特定の乙名が、「1」・「2」といった別納分や免除分を把握し、合算した上で郷村分の本段銭を伊達氏へ納入する場合があったと考えられる。だが重要なのは、収納の実務は、郷村が行ってい

たと考えられることである。「2」の場合、地頭給人層への段銭納入額を把握し、納入の実務を担っていたのは、郷村の百姓たちであった。「3」の場合も、請取の宛所は郷村に限らず多様だが、乙名中や特定の乙名など郷村を代表する立場の者が、引き分・別納分を把握し、郷村の本段銭と合算して段銭を納入していたのである。

だが、収取を請け負う郷村が行っていたことは、それだけではないようだ。菅田氏が明らかにしたように、天正の各段銭帳では、貫文高で伊達氏へ段銭を納入するにあたり、苧高や地利を貫文高に換算していた。その際、千苧（もしくは地利一貫）当たりの上納段銭額は納入者によって区々であったが、一郷村内においては、ほぼ一率に課されているのである。³⁶例えば、朴沢郷は地利一貫当たりの段銭高は二一〇〜二一二文、九野本郷は千苧当たりの段銭高が、大石藤三分の二〇四文を除いて全て二一〇文であった。³⁷

この点に関して勝俣鎮夫氏は、村請制をとる村では、領主側の公式帳簿とは別に村作成の帳簿が存在し、村はそれに基づいて年貢等を徴収する「村独自の負担体系」を作っていたと指摘する。³⁸菅浦を分析した田中克行氏も、菅浦惣庄が全体の収納額を想定し、総面積で割った数を反別の負担額として決定していたとする。³⁹村は、「村独自の負担体系」を作ること、村の存続を可能にしていたのである。このような研究に鑑みるならば、伊達領国でも、一定額の段銭納入という条件を獲得した郷村が、村帳簿を作成し、千苧（もしくは地利一貫）当たりの負担額を決定していた可能性がある。⁴⁰そのような村請の郷村の成立は、少なくとも「段銭古帳」が作成された天文期には確認できるのである。⁴¹

そして、このような郷村が成立していたからこそ、伊達氏は郷・村を支配の単位とする領国を成立させ、戦国大名として展開していったと考えられる。大名が乙名百姓を掌握し、郷村への支配を浸透させ、大名領国制を展開させたという見方は^⑧、捉え直す必要があるだろう。

3 郷と村、そして荘園

まずは、伊達領における「郷」と「村」の関係について言及しておきたい。結論から言えば、戦国時代の伊達領国では、「郷」と「村」の史料上の呼称は、それほど厳密に区別して使用していなかったと思われる。段銭帳では、例えば「中の目」のように、「郷」とも「村」とも書かれていない事例が大半を占め、その点は天文期の「晴宗公采地下賜録」にも共通する。上・下長井の段銭帳には、「郷」と書かれた事例がそれぞれ一点ずつあり、「段銭古帳」も「かう」^(郷)の事例は比較的多いものの、特に伊具庄では「むら」^(村)の事例も混在し、伊達氏の側で段銭收取の単位を「郷」と決めていたわけではないようだ。

伊達氏の家法である「塵芥集」にも、「郷」「村」などの用語が散見されるので、一例として殺害の科に関する三十三条を見てみよう。

一、他国の商人・修行者、殺さるゝ事あらば、罪科にいたつては、その村里にあひ留るべきなり。たゞしかの郷内^(郷)のもの一人なりとも、くだんの科人を申出で候はず、その村中の安堵たるべき也。

他国の商人・修行者が、伊達領国で殺害されることがあれば、罪科の責務は殺害された「村里」に求めることとする。ただし、その「郷内」の者が一人でも例の科人が誰かを申し出たならば、その「村中」を保護

すべきだというものである。この条文では、傍線部で示したように、「村里」「郷内」「村中」という用語を用いているが、何れも同一の組織を指していると考えられる。要するに、史料上の用語から「郷」と「村」を区別することは難しく、両者はともに伊達氏に対して法的責務を負う政治的な組織、村落と理解してよいと思う。そのような村が、一定額の段銭を村請し、「村独自の負担体系」を構築していたのである。

このような村々から成る地域的なまとまりとして、段銭帳には荘園名が見える。前述したように、「段銭古帳」は「宇田之庄」「上長井之庄」といった荘園名や、「柴田」「名取」などの郡名ごとに、基本的には各郷村の段銭高、その合計額と夫賃、「はゞき代」を記している。天正期の段銭帳も、上長井・下長井・北条といった荘園由来の地域ごとに作成されている。ここから、伊達領国では荘や郡を単位として、段銭の集計をしていたことがわかる。

地域ごとに段銭をまとめて集計したためか、「段銭古帳」は郡や荘によつて記載様式が異なっている。誉田氏はこれらの点について、伊達氏の領国化した時期が比較的新しい松山荘などでは郷名が記載されず、地頭給人層ごとに上納段銭額が示されているのは、彼らの在地支配権力が保持されていたためだと指摘する^⑨。また屋代荘で、郷村ごとの段銭高記載と並んで、南方・北方を単位とする段銭高記載があるのは、置賜郡で最も早く開け、中世荘園の本拠であったため、荘園制的形骸が残ったと推測する。

これらを検討するためには、まずは天文期の伊達領国における松山荘や屋代荘などの位置づけを明らかにする必要がある。だがその究明は今

後の課題とし、ここでは次の点のみを指摘しておきたい。すなわち、伊達氏への段銭は、松山荘では地頭給人層が、屋代荘内では南方・北方という地域ごとに納めたようだが、そのことが、松山荘では地頭給人層が在地支配権力を保持し、屋代荘は荘園制的形骸が残っていたことを直ちに意味しない、ということである。なぜなら、松山荘で地頭給人層への納入、屋代荘で北方・東方への納入は、郷村が行っていたことも想定でき、本稿で考察した上・下長井荘や北条荘と大きな違いはないと考えられるからである。

おわりに

本稿では、戦国時代の伊達領国における収取について考察を加え、次のことを明らかにしてきた。まずは、段銭の納入過程と各伝来史料の關係性についてである。段銭の納入は数度に分けて行われ、十一月二十日頃から十二月中頃までに三分一を納入することが多かった。伝来する上・下長井段銭帳および北条段銭帳は、何れもこの時期に伊達氏の蔵へ納入された分を、納入日ごとに収取の実務担当者が発給した請取状の写しを記載したものと考えられる。

段銭の請取に際しては、請取状が発給されて納入者へ渡された。これらの一部が「後藤家文書」と「遠藤家文書」に伝来している。本来は、宛所の家に伝わるはずの請取状の大半が、発給者である遠藤家に伝来する理由は不明だが、元禄期の伊達綱村による修史事業の際に収集され、遠藤家に所縁あるものとして、同家に伝わることになったのかもしれない

い。そして、この請取状もしくは皆済状が、「下長井段銭帳」と「北条段銭帳」に見える「てはん^(手判)」だと思われる。

段銭の納入は、原則として手判を確認しつつ行われた。だが、実際には納入する百姓側の申告に基づいて納められ、数度に分けて納入されたため、最終的には伊達氏の許にある帳面とつき合わせ、不足分の催促や過剰分の返却という手続きが執られた。伊達氏の許にある帳面は、「下長井段銭帳」では「天正十壹ねんの御ちやう」、「北条段銭帳」の場合は「御ほんちやう^(本帳)」と呼ばれていた。

次に、段銭収取の実態についてである。既に、郷村や郷村の乙名中、特定の乙名が請取の宛所となる事例があり、郷村の乙名が納入を請け負う場合があることは知られていた。だが、史料上において請取の宛所が地頭給人層の場合も、実際の納入実務は、郷村の百姓側が担っていた。さらに、地頭給人層が納入する場合も、郷村がそれを把握しており、そのような別納分・免除分を合算した上で、伊達氏へ郷村分本段銭を納入するケースも確認できた。つまり、地頭給人層による納入も、郷村分の段銭請負の範疇のなかで行われていたと考えられるのである。

誉田氏は、段銭納入主体が、地頭給人層から乙名百姓中心の郷・村へ変遷したと指摘した。だがそれは、請取状の宛所を考察することで導き出された見解であった。宛所だけを見ても、郷村が一定の段銭額納入を請け負う実態は見えてこない。本稿の考察と、天文期の「段銭古帳」において、伊達氏が郷・村ごとの段銭高を把握していたことを踏まえるならば、伊達領国における村請の郷村は、天文期段階で広範囲に展開していたと考えるべきであろう。そのために段銭帳からは、郷村が

「独自の負担体系」を作っていたことも窺うことができるのである。

伊達植宗の時代に作成された「塵芥集」には、郷村など在地社会に関する規定が多く見られ、⁽⁴⁾「段銭古帳」も原則的には郷村を收取単位とするものであった。この時期の伊達氏が、戦国大名としての支配体制を整えていった背景として、本稿で明らかにした村請の村の成立と展開、そのような村を支配単位とする伊達領国の形成があったと考えられる。だが、伊達領国を始めとする東北地方における村の実態、村における乙名百姓層の位置づけ、地頭給人層の具体像、そして本稿では全く触れることができなかった「惣成敗」の実相など、明らかにすべき問題が多く残されている。それらの究明は全て今後の課題として、擱筆することとしたい。

註

- (1) 菅田慶恩「在地支配の動揺と戦国動乱」とくに伊達氏の「天文の乱」をめぐって―(同『東国在家の研究』法政大学出版会、一九七七年、初出一九六七年) など。
- (2) 菅田慶恩「戦国末期の東北農村」とくに伊達領における段銭徴収をめぐって―(前掲註(1)) 書所収、初出一九六二年)。
- (3) 藤木久志「知行制の形成と守護職」(同『戦国社会史論』東京大学出版会、一九七四年所収、初出一九六六年)。
- (4) 榎原雅治は、山伏・勧進聖による棟別銭徴収の実態を明らかにし、「棟別銭の賦課台帳は守護職機能の属性の一として前代から継承された」という藤木氏の推測を否定した(同「山伏が棟別銭を集めた話」『遙かなる中世』No.7、一九八六年)。
- (5) 菅田前掲註(1)・(2) 論文。
- (6) 田代脩「戦国期における伊達氏の段銭帳」(『日本文化研究所研究報告』別巻五集、一九六七年)。
- (7) 菊池利雄「中世末期～近世初期伊達郡における郷村の所在状況」(『福大史学』19、一九七四年)、同「中世末期～近世初期信夫郡における郷村の所在状況」(『福大史学』22、一九七六年)、同「中世末期～近世初期屋代庄における郷村の所在状況」(『福大史学』27、一九七九年)、同「中世末期～近世初期における宇田郡の郷村所在状況」(『福大史学』39、一九八五年)、同「出羽国置賜郡における伊達氏領国―『段銭古帳』による歴史地理学的考察―」(小林清治編『中世南奥の地域権力と社会』岩田書院、二〇〇一年)。
- (8) 前掲註(2) 論文。
- (9) 前掲註(1)・(2) 論文。
- (10) 前掲註(1) 論文。前掲註(7) 論文。
- (11) 勝俣鎮夫「戦国時代の村落」(同『戦国時代論』岩波書店、一九九六年所収、初出一九八五年) など。
- (12) 菅野正道「戦国期伊達氏の段銭徴収の側面」(『東北中世史研究会会報』7号、一九九四年)。
- (13) 白石市教育委員会編『白石市文化財調査報告書第四〇集 伊達氏重臣遠藤家文書・中嶋家文書』(『白石市歴史文化を活用した地域活性化実行委員会、二〇一一年)。これらのうち39―②は、菅野前掲註(12) 論文によって『仙台古名家真蹟書画』所収の段銭帳が紹介されている。
- (14) 前掲註(2) 論文。
- (15) 近世前期の仙台藩における村落支配の式目にも、「御物成方」のこととして「下代はハき銭、百文ニ付壱文懸之外、年頭ニも取申間敷候事」

とあり、下代に対する手数料として使用されている（「仙国御郡方式目」『仙台市史 資料編4』三頁）。なお菅田氏は、寛永十三年（一六三六）の「慈恩寺検地帳」に「小走」が「はゞき代」を給された事例を紹介し、走り使い、使役に近いものではないかと推測している（前掲註

（1）論文）。

（16）この点は、菅野氏が指摘している（前掲註（12）論文）。

（17）この点は、菅野氏が指摘している（前掲註（12）論文）。

（18）女かしま・ふるし田をきの在家・やの目・おその塚・中田・えんとく寺之内宮井・女かしまなハの内、女かしま之内たかた・ちやくし之内しやうけん在家・山上之内中嶋在家・花さハ・をその塚之内ちやくし・下をその塚・山上東かた花さハの村々で、「遠藤文七殿」に段銭を直納したという記事が見える。

（19）十二月六日条の「ふるし田」「やの目」「おその塚」「中田」「えんとく寺之内宮井」「女かしまなハの内」「女かしま之内、たかた」「ちやくし之内、しやうけん在家」「山上之内、中嶋在家」「花さハ」、同月七日条の「をその塚之内、ちやくし」で所見される。

（20）前掲註（1）・（7）論文。

（21）下長井の歌丸郷内木村満六分も、十一月二十八日と十二月十一日の二度にわたって段銭が納入されている。なお、この点は菅田氏も指摘している（前掲註（2）論文）。

（22）勝俣鎮夫氏は、日根野庄の入山田四カ村では、個々の百姓が年貢・課役を村、具体的には村の番頭へ納入することになっていたといい、長谷川裕子氏によれば、村はそれを数度に分けて領主へ納入したという（勝俣前掲註（11）論文、長谷川裕子「15〜17世紀における村の構造と領主権力」『歴史学研究』885、二〇一一年）。田中克行氏も菅浦では、領主代官への納入前に、個々の百姓が菅浦惣庄へ納めた納入額を記す帳簿を

作成していたと指摘する（田中克行「地下請と年貢收取秩序―近江国菅浦惣庄の場合―」同『中世の惣村と文書』山川出版社、一九九八年所収、初出一九九五年）。伊達領国では村の帳簿は確認できないが、同様の事態を想定できると考える。

（23）菅田氏は、「本帳」に依拠して上納者へ手判が与えられたと想定する（前掲註（2）論文）。

（24）この点は、菅田氏も指摘している（前掲註（2）論文）。

（25）福原圭一「伊達氏の段銭収納と段銭請取状」（二〇一三年八月十一日、南奥羽戦国史研究会報告レジュメ）。なお、脱稿後、福原氏に報告内容を確認したところ、福原氏も「手判」は請取状であると考えていたとのことであった。福原氏には、報告内容と重複した指摘となってしまうことを、この場をお借りしてお詫びしたい。

（26）前掲註（2）論文。

（27）前掲註（1）論文。

（28）菅田氏は、「晴宗公采地下賜録」の泉郷は遠藤氏一族が所領を有していることを指摘している（前掲註（2）論文）。

（29）前掲註（25）レジュメ。なお、既に私も表2を作成し、同様の分析を行っていたが、福原氏の報告は修士論文に基づくものであり、分析・公表した時期は福原氏の方が早い。

（30）例えば、火神台郷は、請取額から引き分や別納分を引くと二十九文の誤差が出る。時庭郷は、本段銭の三分一から八幡殿分六六〇文・御中間大学所殿はしき役五二〇文・阿久津修理助殿分一貫一六二文を引いた額が、請取額に相当する。玉庭郷も、本段銭三分一から二貫九〇〇文を引くと七文の誤差がある。同様に高山郷は三文、奥田郷は四〇文、時田郷も五文の誤差がある。

（31）寺泉郷・朴沢郷については計算が合わず、納入額（伊達氏の請取額）

の算出方法を整理することができなかった。

(32) 前掲註(2) 論文。

(33) 表1・2では、備考欄に千疋もしくは地利一貫当たりの納入段銭額を示した。

(34) 前掲註(11) 論文。

(35) 前掲註(22) 論文。

(36) 誉田氏は、これは段銭の公平な賦課を期したもので、「大名権力の浸透」を示す大名側による徴税整備と評価するが(前掲註(2) 論文)、本稿では郷村側の調整と考えた。

(37) 長谷川裕子氏は、収納の実態を考察し、村請に対する様々な見解を整理している(長谷川前掲註(22))。本稿では、地頭給人層や乙名の分析をするには至らなかったが、彼らを中核とした村請のあり方は、長谷川氏の指摘する中世の土豪、近世の庄屋を中核とする村請のあり方と大きな違いはないと考える。

(38) 前掲註(2) 論文。

(39) 前掲註(1) 論文。

(40) 拙稿『塵芥集』用水規定を通してみる戦国大名』(『六軒丁中世史研究』13号、二〇〇八年)。

【付記】 註(25)・(29)に記したように、福原圭一氏も、二〇一三年八月十一日の南奥羽戦国史研究会において「伊達氏の段銭収納と段銭請取状」という題目で報告された。報告内容は本稿と重複する部分があり、近々執筆予定であるという福原氏の論文も参照されたい。なお本稿は、同日の研究会報告、および二〇〇二年七月十六日の村落交流史研究会での報告などをもとに執筆したものである。お世話になった関係者各位に、お礼を申し上げます。

(えんどう・ゆりこ 淑徳大学人文学部准教授)

【表 1 上長井地域の段銭帳】

「御段銭古帳写」(天文7年)			「上長井段銭帳」(天正15年)							
郷村名 〔史料記載〕	段銭	注記	納入者		本段銭	請取額	請取額の算出法 (今回の納入分、別納分・免除分等の記載)	年月日	No.	備考
			郷村名〔史料記載〕	郷村内の地名・人名など〔史料記載〕						
桐原〔きり原〕	19貫550文		桐原〔桐原之内〕	御東様御分〔桐原之内、御ひかしさま御分〕		260文		15/11/28	33	
			桐原〔桐原之内〕	先達〔カ〕屋敷〔せんたちやしき〕	1300両	260文		15/12/1	61	
長橋〔なかはし〕	19貫775文		一漆〔一うろし〕		18貫文	4貫160文	3分1に6貫文、この内玉とういん分・正佐庵分合 て1貫440文引き、少納言殿へ400文引く。	15/12/2	64	
			一漆〔ひとつろし〕		1貫しり	300文	縄免		15/12/2	65
轟〔といろき〕	6貫500文		轟〔といろき〕	栗野助三分・牛越上総守分〔栗野助三分 分〕牛越かつき守分		340文	栗野助三分240文・牛越上総守分100文	15/11/30	55	
若宮〔わかみや〕	3貫500文									
糠野部〔ぬかのへ〕	35貫250文		糠野部〔ぬかのへ〕	宮在家〔宮の在家〕	3000両	600文		15/11/26	2	1000両につき200文
			糠野部〔ぬかのへ之内〕	上修理分〔ほ〕上修理分〔ま〕	2000両	400文		15/11/26	3	1000両につき200文
			糠野部〔ぬかのへ〕	上修理分〔上しゆり分〕	1000両	200文		15/11/26	4	1000両につき200文
			糠野部〔ぬかのへ〕	管源兵衛分〔管源兵衛分〕	1200両	240文		15/11/26	5	1000両につき200文
			糠野部〔ぬかのへ〕	とんの前とんの前	1300両	260文		15/11/26	6	1000両につき200文
			糠野部〔ぬかのへうち〕	助八郎分〔助八郎分〕	1000両	200文		15/11/26	7	1000両につき200文
			糠野部〔ぬかのへ〕	浜田源兵衛分〔浜田源兵衛分〕	1000両	200文		15/11/26	8	1000両につき200文
			糠野部〔ぬかのへ〕	中村彦兵衛より買地〔中村ひこ兵へより かい地〕	1800両	360文		15/11/27	12	1000両につき200文
			糠野部〔ぬかのへ之内〕	湯村小太郎分〔湯村小太郎分〕	900両	180文		15/11/28	40	1000両につき200文
			糠野部〔ぬかのへ〕	新田二郎左衛門分〔新田二郎左衛門分〕	3000両	600文		15/11/28	44	1000両につき200文
			糠野部〔ぬかのへ之内〕	白石掃部分〔白石かもん分〕	800両〔切田〕	160文		15/11/29	48	1000両につき200文
			糠野部〔ぬかのへ〕	小梁川式部分〔こやな川式部分〕	400両	80文		15/12/1	63	1000両につき200文
糠野部〔ぬかのへ〕	せり田・屋代〔せり田〕屋代	1400両	300文	せり田1000両、屋代400両合、	15/12/2	68	1000両につき214文			
矢野目〔やの目〕	31貫100文		矢野目〔矢野目〕		31貫100文	3貫437文	3分1に10貫367文、この内りんわうし〔輪王寺〕 分、又黒川殿分、合て2貫74文引き、又小其塚内 286文、又片倉小十郎へ500両に100文引 き、又小成田惣右衛門へことし計4貫470文引く。	15/11/29	45	
			矢野目〔やの目〕			286文	遠藤文七殿直納	15/12/6	73	
小瀬〔こせ〕	14貫50文	此内三ノ三ノ百 文御中館へひ け申候。	小瀬〔小瀬〕		14貫50文	2貫571文	3分1に4貫684文、この内元越坊へ131文、横 取新三郎分170文今年計しおかれ、小梁川殿 分へ112文、富塚近江守分へ681文、小成田惣 右衛門分へ今年計1貫20文、合て2貫113文引 く〔此内391文もとさ八平左衛門へ引く〕	15/11/29	50	
			小瀬〔小瀬〕		14貫50文	2貫181文	3分1に4貫684文、この内小梁川殿分120文・ 富塚近江殿分640文・元越坊131文をかれ、 横取新三郎へ今年計指しおかれ、小成田惣右 衛門へ1貫20文・もとさ八平左衛門へ391文引く、	15/12/7	86	
山岸分〔右カ〕衛門 上平柳〔山きし衛門 上ひら柳〕	4貫500文		上平柳〔かみひらやなぎ〕	山岸分〔山きし分〕		820文		15/11/27	13	
			上平柳〔上ひらやなぎ〕	山路主水分〔たかや左馬允分〔山路主水 分〕たかや左馬允分〕		400文	上平柳山路主水分・たかや左馬允分合、	15/12/2	67	
下小其塚〔下おその塚〕	2貫500文		下小其塚〔下おその塚〕			310文	3分1に合せて、遠藤文七殿直納に、小梁川殿 へ50文引く。	15/12/7	85	
下平柳〔下ひら柳〕	14貫825文		下平柳〔下ひらやなぎ〕		14貫825文	2貫638文	3分1に4貫942文、この内松木分・富や内蔵助 分、合て1貫531文引き、片倉小十郎へ2貫500 しりに605文・1貫300ちりに263文引く。	15/11/29	60	
小其塚〔おその塚〕	10貫430文		小其塚〔おその塚〕		10貫430文	3貫222文 〔文七〕	3分1に3貫417文、この内新田殿へ1500両、後、 遠藤文七直納。	15/12/6	74	
			小其塚〔小其塚内〕	ちやくし分・寺分・ほった	400両	70文〔文七〕	ちやくし大仁百かり寺分、又百五十かり、同ほつ た五十かり。	15/12/7	84	
小菅〔こすけ〕	53貫325文	此内三ノ三ノ百 文御中館へひ け申候。	小菅〔こすけ〕		53貫325文	11貫665文	3分1に17貫673文、この内杉目御分五間へ81 0文、御内膳御分3間へ1貫830文、御東御分4 間へ860文、松かへ御分1間、又正佐庵分1間、 合て2間へ810文、又富塚近江守分3間へ690 文、又渡辺宮内分600文、各々勘定合、かの 如し。	15/11/27	15	
			小菅〔こすけ〕	落合〔を地合〕	2貫500しり	150文		15/11/27	17	1貫につき60文
			小菅〔こすけの内〕	御東様御分〔御東さま御分〕		860文		15/11/28	32	
			小菅〔こすけ〕	渡辺宮内分・寺分〔渡辺宮内分、又寺分〕		600文		15/12/8	89	
尾長島〔おながしま〕	58貫225文	此内十ノ百文 そしかた	尾長島〔おながしま〕		58貫225文	17貫279文	3分1に19貫409文出す、この内、御対屋分へ7 80文引き、遠藤分七郎殿分へ直納に小1000両 に250文納まかり、又たか田に100文納除き、鹿 又録殿しよう分へ今年計1貫文しおくれ。	15/11/30	51	
			尾長島〔女かしま〕	なわ内〔なハの内〕	小1000両〔マ リ〕	250文〔文七〕	遠藤文七殿直納	15/12/6	77	1000両につき250文
			尾長島〔女かしま之内〕	たかたたかた		100文〔文七〕	遠藤文七殿直納	15/12/6	78	
小山田〔おやま田〕	24貫200文	此内二ノ百文 御中館へひ け申候。	小山田〔小山田之内〕	芳賀対馬御あつかい〔はかつしま御あつ かひ〕	2500両	500文		15/11/27	18	1000両につき200文
東江殿〔ひかしゑま田〕	10貫500文		東江殿〔東ゑま田〕	小梁川新兵衛分〔小やな川新兵衛分〕	400両	80文		15/11/27	19	1000両につき200文
川辺	7貫200文		上川辺〔上川辺〕	新田美濃分〔新田ミの分〕	(1500両)	625文	手作1000両の答え(こたへ)に御検見を入れて、 踏み出し500両	15/12/13	90	
藤泉〔藤いつみ〕	28貫200文		藤泉〔藤いつみ〕	道系きこうや・谷田〔道系きこうや〕〔屋ちた〕	(1000両)	200文	藤泉道系きこうや600両・屋ちた400両に80文、 3分1に合、	15/11/28	24	1000両につき200文
			藤泉〔藤いつみ〕	ほんそう在家〔ほんそう在家〕	4000両	800文		15/11/28	28	1000両につき200文
			藤泉〔藤いつみ〕	本郷在家切田〔ほんこう在家きり田〕	1500両〔きり り田〕	300文		15/11/28	36	1000両につき200文
			藤泉〔藤いつみ〕	浜田備前守分谷地田〔浜田備前守分や 地田〕	400両〔谷地 田〕	80文		15/11/28	37	1000両につき200文
			藤泉〔藤いつみ〕	小梁河左馬允分〔小梁河さまのせう分〕	400両	80文		15/11/28	38	1000両につき200文
			藤泉〔藤いつみ〕	松木田〔松の木田〕	700両	140文		15/11/28	42	1000両につき200文
			藤泉〔藤泉〕	藤泉代五間、小梁川式部分	3700両	740文	藤泉代5間3700両・小梁河式部分	15/11/29	47	1000両につき200文
			成島〔成しま〕	7貫600文						
下窪田	11貫150文	此内三ノ百文 御中館へ引								

「御段銭古帳写」(天文7年)			「上長井段銭帳」(天正15年)							
郷村名 〔史料記載〕	段銭	注記	納入者		本段銭	請取額	請取額の算出法 (今回の納入分、別納分・免除分等の記載)	年月日	No.	備考
			郷村名〔史料記載〕	郷村内の地名・人名など〔史料記載〕						
上窪田〔かみくぼ田〕	22貫300文		上窪田〔かみくぼ田〕	小梁河左馬允分・下飯坂左助分〔小梁河左馬の允分、又下いさか左助分〕		780文	小梁河左馬允分・下飯坂左助分合せて、	15/11/28	35	
			上窪田〔かみくぼ田〕	小梁河式部手作〔小梁河式部手さく〕	7600(手作)	1貫562文	〔手さく7600両、又370(200)両に合て〕	15/11/28	39	
			中田〔なか田〕	中田〔中田〕	16貫250文	5貫417文「文七」	3分1。遠藤文七殿直納	15/12/6	75	
宮井〔みや井〕	12貫800文	此内八百五十文御中略へ引	宮井〔宮井〕		11貫800文	1貫35文	3分1に3貫934文、此内宮塚近江殿分1貫18文・阿弥陀寺分684文・結園園書分380文・小梁河殿分285文・遠藤文七殿分190文・今年計元越坊342文引く。	15/11/30	56	
荒川〔あら川〕	18貫300文									
東方塩野〔ひかしかたしほの〕	17貫300文									
西方塩野〔にししかたしほの〕	32貫2文		塩野西方〔志ほのにかた〕	東在家〔東の在家〕	2000両	500文		15/11/24	1	1000両につき250文
			塩野西方〔志ほのにかた〕	横山又七分、彦六在家〔横山又七分ひこ六在家〕	3貫地り	600文		15/11/28	41	
			塩野〔志ほの〕	田中在家〔田中在家〕		320文		15/11/27	16	
			塩野〔志ほの〕	をたか分〔をたか分〕		2貫806文	5ヶんより	15/11/28	27	
			塩野〔志ほの〕	富沢伊与分〔とみさわ伊与分〕	1500両	300文		15/11/28	43	1000両につき200文
			塩野〔志ほの〕	あさ倉在家、原田兵衛分〔あさ倉在家、原田兵衛分〕		600文		15/11/30	58	
			塩野〔志ほの〕	瀬上孫一部分〔瀬上孫一部分〕	300両	60文		15/12/1	62	1000両につき200文
			塩野〔志ほの〕	新田隠岐守分〔新田をきの守分〕	2分2500両	500文		15/12/2	66	
			塩野内〔志ほの〕	やなさわ〔やなさわ〕	2200両	440文		15/12/7	82	1000両につき200文
			塩野内〔同ころの内〕	やうとく寺分・宮崎尾張分〔やうとく寺分、宮崎おわり分〕	1000両	200文		15/12/7	83	1000両につき200文
西方北条川〔同ほうちう〕	10貫文									
塩野山岸〔しほの山ぎし〕	20貫300文		塩野山岸〔志ほの山ぎし〕	同名山宮崎準入分〔とう名山宮崎はやと分〕	1600両	320文		15/11/29	49	1000両につき200文
成島〔なるしま〕	6貫670文									
米沢〔よなさハ〕	25貫170文									
谷地〔やち〕	14貫250文									
遠山〔とやま山〕	14貫675文		遠山〔遠山之内〕	宮川四郎左衛門分〔宮川四郎さへもん分〕		244文		15/12/4	70	
			福田〔ふく田〕	福田〔福田〕		4貫867文		15/11/27	14	
古志田〔ふるし田〕	15貫700文		古志田〔ふるした〕			4貫941文	浜田備前守直納	15/12/4	69	
			古志田〔ふるし田〕	おきの在家〔おきの在家〕		200文「文七」	遠藤文七殿直納	15/12/4	72	
笹野〔さの〕	25貫500文		笹野〔さの〕	木村在家〔木村在家〕		324文	本たん銭3分11に合て、	15/11/28	21	
			笹野〔もかみ在家〕	最上在家〔もかみ在家〕		371文	3分11に合て、よもき田藤衛門分、	15/11/28	22	
			笹野〔さの〕	山上在家〔山上の在家〕		356文		15/11/28	25	
			笹野〔さの〕	はね在家安部源兵衛分〔さの〕	1000両	17文		15/11/28	26	1000両につき170文
			笹原〔さゝ原〕〔※笹野カ〕	よもき田藤衛門分・宮崎五郎衛門分〔よもき田藤えもん分、宮崎五郎へもん分〕	(1700両)	180文		15/12/8	88	1000両につき180文
李山〔すも山〕	23貫250文									
東方山上〔ひかしかた山かみ〕	26貫75文		山上東方〔山上東方〕	花沢・御本領中しま在家・ほうかわ在家・佐藤新平・輪王寺分・浜田殿分・前田河孫左衛門分〔花さハ〕〔御本領中しま在家〕〔ほうかわ在家〕〔さ藤や平分〕〔りんわう寺分〕〔浜田殿分〕〔前田河孫さへもん分〕		1貫844文	花沢12間3貫196文罷出し、同御本領中しま在家2間、合て267文、遠藤文七殿直納、ほうかわ在家145文文七殿手作御免、佐藤新平分へ390文別へ引く、輪王寺分・浜田殿分・前田河孫左衛門分550文引く。	15/12/7	87	
西方山上〔にししかた山かみ〕	24貫950文	此内仁ヶ九百五十文といふのより	山上〔山上之内〕	中嶋在家〔中嶋在家〕		103文「文七」	遠藤文七殿直納	15/12/6	80	
八木橋〔やき橋〕	12貫700文		八木橋〔屋き橋〕	やとう屋敷〔やとうやしき〕	500両	150文		15/11/28	20	
			八木橋〔屋き橋〕	山路藤兵衛分〔山路藤兵衛分〕		780文	川藤れ1400両引く、	15/11/30	57	
			八木橋〔屋き橋〕	佐藤弥平分・花沢内〔佐藤や平〕〔花さハ之内〕		1貫620文	八木橋佐藤弥平分川藤れに引き、花沢内390文、合て、	15/11/30	59	
	13貫945文	はん分つ								
西江段〔にしゑまた〕	6貫973文	此うち	西江段〔にしゑまた〕		6貫973文	732文	3分11に、遠藤将監分5間6貫300両引に、	15/11/30	53	
			西江段〔西ゑまた〕		1貫700地り	197文		15/11/26	9	
			西江段〔にしゑまた〕	湯目三河分〔湯目三河分にしゑまた〕		639文		15/11/29	46	
			西江段〔西江段〕	たての在家・いつも在家・とらう在家〔たての在家〕〔いつも在家〕〔とらう在家〕	2貫500両、500地り、500り	757文	たての在家2貫500両引に291文、いつも在家1貫500地りに175文、とらう在家2貫500両引に291文、合て、	15/11/30	52	
				遠藤玄蕃屋敷〔遠藤玄蕃伊屋しき〕	2900両	580文		15/11/26	10	
				中嶋在家〔遠藤将監分〕	6800両	1貫904文	遠藤将監分	15/11/27	11	
				との内在家〔との内在家〕		201文	3分11に合て、	15/11/28	23	
			小野川〔小野川〕	大核分〔大えた分〕	1700両	340文		15/11/28	29	
			立石〔たて石〕	源八まへ〔源八まへ〕	500両	100文		15/11/28	30	
				小梁川新兵衛分・宮崎三郎左衛門分〔小梁川新兵衛分、宮崎三郎さき衛門分〕	600両	120文	合て、	15/11/28	31	
			円徳寺〔円徳寺〕	中嶋守在家湯目殿分〔中嶋守在家湯目藤九郎分〕	2200両	240文	21文懸かり	15/11/28	34	
			円徳寺〔えんとく寺之内〕	宮井〔宮井〕	1貫しり	190文	遠藤文七殿直納	15/12/6	76	
			沖〔をきの内〕	弥く郎こらや〔弥く郎こらや〕		180文		15/11/30	54	
			中村〔中村〕	金三分〔金三分〕	1000両	200文		15/12/6	71	中村は氏名か。
			蛇口〔ちやくし之内〕	しやうけん在家〔しやうけん在家〕		90文「文七」	遠藤文七殿直納	15/12/6	79	
			花沢〔花さハ〕			164文	遠藤文七殿直納	15/12/6	81	
				760貫127文	そう両人へ御とり					
	353貫550文	(夫貫170貫450文、ははき代30貫980文、合計201貫430文)								

【表2 下長井地域の段銭帳】

「御段銭古帳写」(天文7年)				「上長井段銭帳」(天正15年)										
地域	郷村名 【史料記載】	段銭	注記	納入者		本段銭	請取額	請取額の算出法 (今回の納入分、別納分、免除分等の記載)	宛所	年月日	No.	備考		
				郷村名(史料記載)	郷村内の地名・人名など(史料記載)									
群藤【くろふし】	30貫100文			群藤【黒藤】		30貫100文	5貫449文	3分1に10貫33文、この内百理殿分5間、松岡分2間、番匠分記・助左衛門とうかん(等間)分2間、合て3貫474文引く。この他に桑島と一部分より710文・梅津伊勢守分おそしより400文罷り出候也。	黒藤おとな中	12/11/30	104	「(欄外)此内天正十ヶねんの御ちやう(帳)二合候へハ、五百文すくなく候、来年ハそのたしきを可申候、以上(台点と同差)		
				群藤【黒藤之内】	ほそこま在家【ほそこまの在家】		400文			梅津助衛門との	12/11/27	10		
				群藤【黒藤】	西原在家一・花とう在家二間【にし原在家〇一】(花とう在家に間)		829文				松岡と三き衛門殿	12/11/29	70	
				群藤【黒藤之内】	くししまと一部分【くししまと一部分】		710文	3分1			くししまと一郎殿	12/11/30	99	
榑【つはき】	34貫555文			榑【つはき】		34貫555文	1貫190文(御たてへ上申候)	3分1に11貫518文、この内遠藤四郎左衛門・下郡山近江分合て2貫95文あり。(3文字半誤)「(欄外)ではんなし下長井とうねんでの、南よしたそしかたかうや七間、きり田をへて、合て御段銭いて代、	おとな嶋貴基助殿	12/12/1	111	「ではんなし」「御たて(館)へ上申候」		
				榑【つはきの内】		3貫文しり	780文			下郡山ひこ(肥後)守殿	12/11/28	28	1貫文につき280文	
				榑【つはきの内】		2貫500文ちり	654文			下こほり山大かく(下郡山大学)殿	12/11/28	29	「(欄外)ではんハ大かく(下郡山大学)殿」1貫文につき281文	
				榑【つはきの内】	卯和之彦五郎分惣領方卯和之ひこ五郎ふん惣領かた	7貫地り	1貫864文	此内300文引け、榑一擧にしまつ候間、来年はではんきをよく御覧候へ候、	基助殿・かもの(掃部)助殿・新介殿	12/12/1	114	「(欄外)此内そしかたあひのき、うへのひこ五郎ふんより」1貫文につき266文		
				榑【つはきの内】	あへ藤左衛門分【あへ〇藤左衛門分】	3貫地り	798文	3分1に勘定。惣領式(計)かあひのき3貫地り、	おとな後藤平三殿	12/12/1	115	1貫文につき286文		
				榑【つはきの内】		2貫しり	532文	綿免	後藤備後守殿・同新介殿	12/12/1	116	1貫文につき286文		
				榑【つはきの内】	大沼善衛門分【大沼善衛門分】	6貫地り	1貫596文		おとな源兵衛殿・四郎左衛門殿	12/12/1	117	1貫文につき280文		
				榑【つはきの内】	牧野左馬助分・後藤と左衛門分・平井孫兵衛分【まきの左馬助分】(後藤与さへもん分【平井孫ひやうへ分】)	2貫文	1貫64文	牧野左馬助分2貫地りに532文、後藤と左衛門分・平井孫兵衛分2貫地りに532文、合て段銭3分1に勘定候て、出代、	まきの(牧野)左馬助殿・後藤与さへもん(左衛門)殿	12/12/1	118	1貫文につき532文		
				榑【つはきの内】	西大枝分・大石主計助分・良覚分・新藤九郎兵衛分【にし大枝分】(大いし主計助分)【良覚分】(新藤九郎ひやうへ分)	(4貫700文地り)	1貫252文	西大枝分2貫地りに530文、大石主計助分1貫地りに266文、良覚分700地りに188文、新藤九郎兵衛分1貫地りに266文、合て出代、	おとな後藤九郎さへもん(左衛門)殿	12/12/1	119	1貫文につき286文		
				榑【つはきの内】	粟野助三分・大石主計助分・下郡山大学助分【粟野助三分】(大いし主計助分)【下こほり山大か(助分)】	(4貫地り)	1貫66文	粟野助三分3貫地りに798文、大石主計助分700地りに188文、下郡山大学助分300文地りに80文、本段銭3分1に勘定候て、出代、	おとな平兵衛殿	12/12/1	120	1貫文につき287文		
				榑【つはきの内】	加藤在家・右京在家【か藤〇さいけい】(うきやうさいけい)	(3貫地り)	798文	加藤在家2貫地りに532文、右京在家1貫地りに266文、本段銭3分1に勘定候て、合て出代、	下こほり山基九郎殿	12/12/1	121	1貫文につき286文		
				榑【つはきの内】	はらた下野守分【はら〇た下野守分】	2貫地り	532文	3分1に勘定候て、出代、	菅野又十郎殿	12/12/1	122	1貫文につき286文		
				小国御太領 【小国御太領】	39貫925文									
白川 より 北	小国【おこく】	48貫220文	上こほり山かた											
	横越【横こし】	15貫885文		横越【横こし】		15貫885文	5貫195文	3分1に5貫295文、この内、舟生とうくはふんより別而100文す、出代、	左馬助殿	12/11/30	105			
	同横越 【同横こし】	15貫485文		横越【横こし】	安久津新右衛門分【安久津〇新系もん分】	1800苧	414文	23文懸かり、	あくつ新系もん(阿久津新右衛門)殿	12/11/30	98			
	黒沢【くろさへ】	30貫800文	此内仁ゞ御中館へ引											
					黒沢【黒沢】			585文	綿免	大立目右衛門殿	12/11/27	8		
					黒沢【黒沢之内】	安久津修理分【安久津〇しゆり分】		180文		安久津志ゆり(修理)の助殿	12/11/28	44		
					黒沢【黒さへ】		900苧	198文	浮免年貢	おとなすき(鈴木)小一郎殿	12/11/29	84	遠藤39-⑩	
					黒沢【くろさへ】		3000苧	540文	綿免	さ藤蔵人主殿	12/11/29	85	遠藤39-⑪	
					黒沢【黒さへ】	泉原方【泉原かた】		2貫300文		くろさへおとな中	12/11/29	86	遠藤39-⑬	
					黒沢【黒さへ】	半田方【半〇田かた】	5貫640文	3貫840文	安久津修理分より180文別て相済み、大塚らん(蔵人)分1貫620文引き、此内らん分は御東様へ当年ばかり引く、	くろさへ半田方おとな中	12/11/29	89	遠藤39-⑧	
小出【こいで】	32貫800文		小出【こいで】		32貫800文	10貫934文	3分1	こいで(小出)おとな中へ	12/12/11	146				
小白川	6貫文													
きのねさへ	5貫文													
手ノ子【てのこ】	39貫565文	此内七ゞ九百三十五文御下たてへ		手子【てのこ】	庶子方【そし〇かた】		3貫784文		遠藤四郎左衛門殿	12/12/1	125			
火神台【くしんたい】	42貫500文			火神台【くしんたい】		42貫500文	13貫680文	3分1に14貫160文、この内、高玉すひりやういん(瑞龍院)分87貫文引き、梅津伊勢分226文引き、大津ま(マ)助衛門預かり138文、合て出代、	かんの蔵人主殿・くしんたい(火神台)おとな中	12/12/3	134	「(欄外)此内にもハすハふ(茂庭周防)殿へ850文、当年ハかり引申候」		
				火神台【くしんたい】	梅津助衛門尉分【梅津〇助衛門尉分】	800苧	224文			梅津助衛門との	12/11/27	15		
時庭【ときに】	31貫500文			時庭【ときに〇之内】		31貫500文	8貫158文	3分1に10貫500文、この内、八幡殿分660文引き、御中間大学助殿はしかきやくに520文引く、この内安久津修理助殿分居屋敷・達在家前所より1貫162文別て相済み、出代の内、扇中殿より1貫300文、同綿免780文、出代の内、かへ者(カ)より5貫500文地り1貫420文、同昔よりの綿免220文、やつお800苧地に160文、合て出代、	ときに(八)時庭)おとな中	12/12/5	141			
				時庭【とき庭之内】	安久津修理助分【あくつしゆり〇の助分】		1貫162文			あくつしゆりの(安久津修理)助殿	12/11/28	53		
五十川【いしかわ】	31貫200文			五十川【五十川之内】	梅津伊勢守【梅津〇伊勢守】	800苧	224文		梅津いせ守殿	12/11/27	14	1000苧につき244文		
				五十川【いしかわ之内】		5000苧	1貫400文			松木かもん(掃部)殿	12/11/27	18	1000苧につき280文	
				五十川【五十川之内】	嶋・加地在家分【嶋】(加地在家分)	600苧(嶋)・1000苧(加地在家)	448文	嶋800苧役に160文・加地在家1000苧に280文、合て、(その他、判読できず)	嶋さへ三郎さへもん殿・たはかし宗へもん殿	12/11/28	30	1000苧につき280文		
				五十川【五十川之内】	木村満六分志やうつう在家【木村満六ふん志やうつうしやい】		50文			ぬまさき(沼崎)と六郎殿	12/11/28	31		
				五十川【五十川之内】	五十川内、ひせん在家	1000苧	280文			東海林はやと(隼人)殿	12/11/28	32	1000苧につき280文	

「御段銭古帳写」(天文7年)				「上長井段銭帳」(天正15年)									
地域	郷村名 【史料記載】	段銭	注記	納入者		本段銭	請取額	請取額の算出法 (今回の納入分、別納分、免除分等の記載)	宛所	年月日	No.	備考	
				郷村名(史料記載)	郷村内の地名・人名など(史料記載)								
白川 より 北				五十川【五十川】	さうきう在家【さうきう〇在家】	5000	140文	さうきう在家4000、くねまき200、きり田1500、きつひ田300、まよの下200、おんなんの下200、合て、	まつの木と七郎殿	12/11/28	33	1000期につき280文	
				五十川【いかわ川之内】	かいは在家・大やへ【かいは在家】 【大やへ】	(2400)	672文	かいは在家1500期に420文、大やへ900期に合て、	前田河孫さへも八郎殿	12/11/28	35	1000期につき280文	
				五十川【五十川内】	土屋在家【土屋在家】	(1400)	392文	1200期役に336文(土屋在家)、きり田200期役に56文	たいら藤ひやうへ(平藤兵衛)殿・大やへ三郎兵衛殿	12/11/28	36	1000期につき280文	
				五十川【五十川内】	太宰分【太宰分】	1000	280文		志かまたんは(丹波)殿	12/11/28	37	1000期につき280文	
				五十川【いかわ川之内】	太宰分【太宰分】	7950	2211文		森からまき又八郎殿	12/11/28	38	1000期につき280文	
				五十川【五十川内】	せんたち屋敷・木下屋敷・沢地・徳田・打越・きり田【せんたち屋敷】 【木下屋敷】 【沢地】 【徳田】 【打越】 【きり田】	(2020)	565文	せんたち屋敷470期役に131文、木下屋敷300期役に84文、沢地100期役に28文、徳田た500期に140文、打越100期に28文、きり田300期に98文、200期に56文、合て、	こまつ(小松)孫十郎殿・きくち(菊池)二郎衛門殿	12/11/29	66	「此内打越田丁百筋よりおほく候由申候間、かきねて候、とりをかけ申へ候、以上」 1貫文につき280文	
				五十川【いかわ川之内】		530	148文		はせへ藤さへも八郎殿	12/11/29	71	1000期につき279文	
	五十川【五十川内】		2300	642文		いさハや三郎との	12/11/29	72	1000期につき279文				
	荒砥【あらと】	125貫文											
					荒砥【あらとの内】	みやう阿ミ在家【みやう阿ミ在家】	700	196文	28文懸かり	紺(ママ)四郎衛門との	12/11/27	12	1000期につき280文
					荒砥【新砥の内】	大塚殿分【大塚殿の〇分】	1800	504文		たいちかもん(平掃部)殿	12/11/28	55	1000期につき280文
					荒砥【あらとの内】	浦目さへ年貢【浦目さへねんぐ】	1貫200	420文		あそのすけ三郎	12/11/29	78	遠藤38-④/1貫につき350文
					荒砥【荒砥内】	あくつ新衛門分【あくつ新衛門分】	1200	276文	本段銭に23文しり	あくつ新念も八郎殿	12/11/30	96	1000期につき230文
					荒砥【新砥の内】	めくりや在家【めくりやさいけ】	1009	532文		新砥美作守殿	12/11/30	100	1000期につき280文
					荒砥【新砥の内】	ほし寺一毛分【ほし寺一毛分】		410文		一毛斎守殿	12/12/1	124	
					荒砥【新砥之内】	関寺仏眼寺分【関寺仏眼寺分】	4000	1貫文		仏眼寺	12/12/5	142	1000期につき250文
	宮【みや】	30貫100文											
	高玉【たかたま】	50貫200文			高玉【たかたま】	庶子方、西大立目分・国分志んちやう殿分【かまた分】 平大立目分・高森御対屋分【たさい新蔵人分】 【そしかた】 【国分志んちやう殿分】 【かまた分】 【平大立目分】 【高森御対屋分】 【たさい新蔵人分】		2貫60文		村上將監殿・加藤主殿助殿・こまつかもんさへもん(小松掃部)殿	12/11/30	90	遠藤38-①
					高玉【高玉】	庶子方、松岡修理分【そしかた、松岡修理ふん】	3500	735文		松岡志ゆりの助殿	12/12/3	137	
	中村【なかつら】	23貫750文			中村【中村】	庶子方【そしかた】	5600	1貫60文	1貫560文、此内つき彦五郎殿へ500文当年ばり引く、	中村のそしかた(庶子方)	12/11/27	6	
	川原沢【かわらざわ】	30貫500文			川原沢【かわらざわ】	庶子方【そしかた】		2貫687文		下こぼり(郡)山蔵人主殿・かもふ(蒲生)五郎衛門殿	12/11/28	27	
泉【いづみ】	20貫文			泉【泉の】		20貫文	5貫917文	3分1に6貫667文、この内、瀬成田十郎兵衛分750文、当年ばり引く、出代、	遠藤源五郎殿	12/11/30	106		
萩生【はぎう】	23貫530文	こくふんわし		萩生【はぎう】	木村満六分・只木稲葉分・湯村園書分【木村まん六分】 【只木いなはふん】 【湯村つしよふん】	3400	952文	木村満六分1700期、只木稲葉分700期、湯村園書分1000期、		12/11/27	5		
萩生南方【はぎうみなみかた】	25貫100文			萩生南方【萩生南かた】			5貫672文	直納御段銭	浜田備前殿	12/12/5	139		
成田【なりた】	22貫500文	此内四ヶ所御中館御分		成田【なりた】		22貫500文	4貫203文	3分1に7貫500文、この内、八幡分へ595文引く、出代、「4貫203文請取」此外に原田下野守分より2貫302文、梅津すむ(周防)ふん230(220)文、同じ七分より170文、合て2730文可罷出候、	片倉彦十郎殿	12/12/3	133		
				成田【成田】	梅津伊勢守分2間【梅津伊勢守分2間】		170文	3分1に勘定に合て、	梅津いせ殿	12/11/27	13		
				成田【成田之内】	梅津周防分屋敷【梅津すむ(周防)屋敷】		230文	3分1に勘定候て、	梅津すむ(周防)殿	12/12/1	110		
				成田【成田之内】	原田下野守分・大塚蔵人分【はらしたの野守分】 【大塚蔵人分】	2貫302文	2貫52文	原田下野守分2貫302文、此の内大塚蔵人分へ当年ばり御東様へ250文引き、出代、	原田下野守殿	12/12/3	131		
寺泉【てらいづみ】	60貫文			寺泉【寺泉】		60貫	15貫332文	3分1に20貫、この内、浜田分へ1000期役、通照寺分へ700期役、合て348文引き、出代15貫332文、この外大川原七分・由緒合て3貫600文、とうちやう分342文、梅津藤兵衛分より270文出す、かへの如候へば、三分一の勘定済み申候、	成田右馬頭殿	12/11/29	60		
				寺泉【寺泉之内】	大川原文七分・由緒合て、とうちやう分【大川原文七分并ゆひ所合而】 【とうちやう分】		3貫942文	大川原文七分・由緒合て、とうちやう分より342文、出代、	大かいら(大河原)文七殿	12/11/28	58		
				寺泉【寺泉】	梅津周防分【梅津すむ(周防)分】	1450	270文		梅津すむ(周防)との	12/12/1	109		
白兎【しろうさぎ】	20貫文	此内四ヶ所御中館へ引		白兎【白兎】		20貫	5貫173文	3分1に6貫667文、この内、高玉の瑞龍院分横沢分、両所へ1貫494文引き、出代、	白兎おとな中	12/11/28	45		
平山【ひらやま】	42貫500文			平山【平山】		42貫500文	13貫42文	3分1に14貫167文、この内、浜田殿之分1貫125文引き、出代、	平山おとな中	12/11/29	73	遠藤38-⑤	
草岡【くさおか】	44貫350文			草岡【くさのかの岡之内】	ようとく寺分【ようとく寺分】		492文		青木ひこ衛門殿	12/11/28	34		
				草岡【草岡】	庶子方【そしかた】	7貫273文	6貫531文	龍宝寺御分へ250文、やうとく分へ492文、守護不人に引き、出代、本段銭3分1に14貫790(文)にて候、惣額かたより7貫517文罷出候て、あいに申候、	くさのおかそしかた(草岡庶子方)	12/11/29	88	遠藤38-③	
九野本【くののもと】	68貫200文			九野本【くののもと内】	芳賀対馬分【はかつまふん】	950	200文		はかつしま(芳賀)対馬殿	12/11/27	7	1000期につき210文	
				九野本【くののもと】	大塚在家【大塚在家】	1500	315文		おとなまこ兵一殿	12/11/27	16	1000期につき210文	
				九野本【くののもと】	大町方【大町かた】	58540	12貫295文	21文懸かり	くののもと(九野本)大町かたへ	12/11/27	20	1000期につき210文	
				九野本【くののもと内】	大津右馬助殿分のおきめり【大津馬助殿ふんのおきめり】		150文		大津馬助殿	12/11/28	23		
				九野本【くののもと】		52970	8貫714文	きり田役に52970期役に21文懸かりに、この内、少納言殿御分へ1貫401文引き、遠藤藤敷殿御東様へ1貫8文引き、出代、	志まぬき(鳥)貴左馬助殿・くのものとおとな中	12/11/30	101	「古頼にまかせ」1000期につき165文	
				九野本【くののもと内】	大石藤三分【大石藤三分】	3200	652文		大いし藤三分殿	12/12/5	140	「山しろ殿(遠藤基信)時(こ)へしおかれ候間、ではん八脚さなく候」1000期につき203文	
大町方【おほまちかた】	25貫文 1060貫180文 以上922貫400文		※九野本大町方										

「御段銭古帳写」(天文7年)				「上長井段銭帳」(天正15年)									
地域	郷村名 【史料記載】	段銭	注記	納入者		本段銭	請取額	請取額の算出法 (今回の納入分、別納分・免除分等の記載)	宛所	年月日	No.	備考	
				郷村名(史料記載)	郷村内の地名・人名など(史料記載)								
白川 より 南	堀金〔ほり金〕	40貫900文	とうへつとうへ 仁〆五百文										
				堀金〔ほり金〕	うきしま在家〔うきしま在家〕	303文			うきしま在家	12/11/27	17		
				堀金〔ほり金〕	かたひら在家、屋代八幡別当分〔かたひらさしけ、屋代やわた別当分〕	203文			鈴木十郎衛門との	12/11/27	21		
				堀金〔ほりかね 之郷〕	高田在家・ゆゑし在家〔高田在家〕〔ゆゑし在家〕	456文		合て、	い藤はつき殿	12/11/28	43		
				堀金〔ほりかね〕	御太領〔御たいりやう〕	3貫900文 の年貢地り	778文		うたの助殿・助さへもん殿	12/11/28	50	1貫文につき199文	
				堀金〔堀金〕	惣領方〔そうりやう〕	4貫998文	3貫943文	富塚近江殿分へ当年ばかり1貫55文引き、出代、	ほり金の惣領方へ	12/11/29	61		
	堀金〔ほりかね〕	庶子方〔そしかた〕	4貫500文	3貫705文	富塚近江殿分へ483文、鹿又助七郎分へ322文、当年ばかり引き、出代、	さい藤孫兵衛殿・すゞき右馬助殿	12/11/29	62					
	下小松	13貫550文											
					下小松〔下小まつ〕	せん志う寺〔せん志う寺〕	4400苺	1貫232文		もりやい(守屋伊賀)殿	12/11/28	3	1000苺につき280文
					下小松〔下こまつ〕		5040苺	1貫412文	〔此ほかおき目録で、御けんミ(検見)を入申候て、とり可申候〕		12/11/28	51	1000苺につき280文
	大瓶〔おまふね〕	7貫500文			大瓶〔大舟〕	7貫500文	2貫500文	3分1					
	門目〔かとの目〕	2貫800文			門目〔かとの目〕	(2貫802文)	849文	3分1に934文罷出候内、はまた殿分へ85文引き、出代、	かとのめおとな中	12/11/27	19	本段銭は、934文×3で算出	
	高豆蔻〔かうづく〕	14貫600文											
					高豆蔻〔かうづく〕		2貫452文	2貫636文罷出候、この内184文御東御対屋へ引き、出代、	こうづく(高豆蔻)おとな中へ	12/11/30	102		
	南吉田	27貫500文	此内二〆百八十五文ひけ申候、	南吉田〔南吉田〕		27貫500文	2貫833文	3分1に9貫167文、この内、小梁川殿分へ5貫131文引き、同西御対屋分203文引き、出代、〔此ほか水口在家より1貫可被罷出候、さやう二候へハ、三分一のかんちやう(勘定)ニす申候〕	南よし田おとな中へ	12/12/1	128	遠藤39-⑩	
					北吉田	27貫500文	8貫207文	3分1に9貫167文、この内、新田殿分へ800文引き、鹿又助七郎分へ160文、当年ばかり引き、出代、	北よし田おとな中へ	12/12/3	136		
川井	9貫350文			吉田〔吉田〕	みな口在家〔みな口在家〕	1貫文			よしみな口へ	12/11/29	77		
				吉田〔吉田之内〕	なしのきた〔なしのきた〕	800苺	104文		大沢右馬助殿	12/12/2	130		
				大塚荒井〔大塚荒井〕	大塚荒井〔大塚荒井〕	5貫100文	1貫75文	3分1に1貫700文、この内、鎌田与三衛門分へ400文引き、この内大塚くらん(蔵人)分へ225文引き、出代、	あへ彦兵へ殿、さかい藤七殿	12/11/29	67		
中津川	34貫25文												
上小松	75貫510文												
松森森田〔松森き田〕	5貫25文			菊田松森〔菊田まつもり〕	5貫25文	1貫675文	3分1	きく田・まつもりへ	12/11/29	64			
片岸〔かたしき〕	23貫225文			片岸〔かたしきの内〕	湯村圖書助分〔ゆの村圖書助分〕	2600苺(きり田)	728文		湯村圖書助殿	12/11/28	25	1000苺につき280文	
				片岸〔かたしきの内〕	目黒左近分〔目くろさこんぶん〕	5700苺	1貫596文		めくろさこん(目黒左近)殿	12/11/28	26	1000苺につき280文	
				片岸〔かたしきの内〕	小嶋又十郎分〔こじま又十郎ぶん〕	2800苺	784文		をしま(小嶋)又十郎殿	12/11/29	65	1000苺につき280文	
				片岸〔かたしきの内〕	湯村藤七分〔ゆのむら藤七ぶん〕		1貫文		ゆのむら(湯村)藤七との	12/12/5	144		
				片岸〔かたしきの内〕	木村満六分〔木村まん六ぶん〕	600苺	168文		すか原次郎さへもんとの	12/12/5	145	1000苺につき280文	
				浅立〔あさたち〕	8貫75文			浅立〔浅立〕	梅津彦七分・松岡平六分〔梅津彦七ぶん・松岡平六ぶん〕		1貫615文		梅津彦七との
浅立〔あさ立〕	外記作(外記つくり)	300苺	105文						梅津いせとの	12/11/29	80	遠藤39-⑦	
浅立〔浅立の内〕	御大領とう志う在家〔御大領とう志う在家〕		103文						おとなさへもん太田殿・大いの助	12/11/29	81	遠藤39-⑨	
開根〔開ね〕	9貫500文			開根〔開ね〕		9貫500文	1貫585文	3分1に3貫170文、この内、庶子方六間の段銭去年の如く、〔そしかた六けんしゆ(に勘助)ふ入二けんのみひやく計かた(候間、かきねでけんミ(検見)を可申候、此内きり田あり〕	をしま(小嶋)左馬尉殿	12/11/29	68		
				開根〔せきねの内〕		600苺	120文		小嶋又十郎殿	12/11/29	69	1000苺につき200文	
中小松	44貫550文			中小松〔中小松〕	庶子方、大塚蔵人分〔そしかた〕〔大塚蔵人分〕	5貫文	4貫275文	6貫文罷出候内、大塚蔵人分御東様へ725文引候て、出代、	中小松おとな中	12/12/3	138		
梨畑〔りんかう〕	32貫100文			梨畑〔りんかう〕	みや木内、湯村圖書助分〔みや木の内、ゆの村つしよ助ぶん〕		834文		湯村圖書助殿	12/11/28	24		
				梨畑〔りんかう〕	瓜畠内、中村源三郎・湯村圖書分・あわのはんちやく分〔瓜はたの内、中村源三郎・湯村圖書分、あわのはんちやく分〕	3000苺	840文		浜田宮内との・嶋貫四郎兵へ	12/11/29	87	遠藤39-②・菅野1994/1000苺につき280文	
柳沢〔柳さし〕	9貫500文		(※奥田柳沢在家)	奥田〔おく田〕	柳沢在家〔柳沢在家〕	2400苺	672文	前々の如く詫びを申され候間、上意すミ申候て、きり田役に2400苺に28文懸かり、〔如此向後もすし御申かへし候、乍去に十八文かきりハ、其年のなごたるへ候〕		12/11/28	49	菅野1994(後藤家文書=天正7・11・7遠藤山城守/1000苺につき280文)	
露根〔露し〕	4貫250文			露根〔露根〕		4貫250文	1貫291文	3分1	おとなこんの与宗さへもん殿	12/12/1	107		
今泉〔いづみ〕	21貫800文			今泉〔今泉之内〕	志んとう九郎兵衛分〔志んとう九郎兵衛分〕	1900苺	532文		志まめき(鳥貫)二郎右衛門殿	12/11/28	39	1000苺につき280文	
				今泉〔今泉之内〕	庶子方前田河文六郎分〔そしかた前田河文六郎ぶん〕	500苺	140文		まへたかう(前田河)文六郎殿	12/11/28	40	〔てはんわ候間、そしかたはつ一つにて候〕/1000苺につき280文	
				今泉〔今泉之内〕	庶子方〔そしかた〕	2700苺	766文	まへたかう文六郎ぶんは、別用すミ申候、	今いつみそしかた(今泉庶子方)へ	12/11/28	41		
黒川	10貫200文			黒川〔黒川〕	八日町〔八日まち〕	10貫200文	3貫190文	黒川の本段銭八日町をへて10貫200文、3分1に	大かゝら(大河原)二郎右衛門殿	12/11/29	76	遠藤39-⑪	
				黒川〔黒川〕	八日町〔八日まち〕	1000苺(きり田)	210文		あいたかうまつ丸殿	12/11/29	75	〔てはんわ候間、もとへハてはん一つにて候〕	
添川〔そい川〕	25貫200文			玉庭〔玉庭〕		33貫500文	8貫267文	3分1に11貫160文、この内、2貫900文引き、出代八百、	たまにハ(玉庭)おとな中	12/11/30	92	〔此内ミノ口さいけ六百に十文御つなかせ候間、来年ハさうこう(惣郷)を御けんミ(検見)を入れられ、みな口さいけのごとく二御段銭とせられへき書也〕	

「御段銭古帳写」(天文7年)				「上長井段銭帳」(天正15年)									
地域	郷村名 【史料記載】	段銭	注記	納入者		本段銭	請取額	請取額の算出法 (今回の納入分、別納分・免除分等の記載)	宛所	年月日	No.	備考	
				郷村名(史料記載)	郷村内の地名・人名など(史料記載)								
白川 より 南	朴沢(まのさき)	14貫650文		朴沢(まのさき)		14貫650文	3貫615文	3分1に4貫884文、この内、松目上様御分2間800L、鉄斎御分3間2貫地、遠藤四郎左衛門分1間1貫200地、合て4貫地りに844文引き、松木在家3貫500地りに739文別して済み申候。松木主計助分1貫400地りに294文別して済み申候。後藤分613文別して済み申候。前田河助衛門分211文別して済み申候。片倉三河守分918文別して済み申候。木村満六分285文別して済み申候。佐竹惣次郎分4貫地りに段銭840文、合て出代、	佐竹惣次郎殿	12/12/1	113		
				朴沢(まのさき)	松木主計分[松木かずへ〇分]		295文			まつの木かずへ(松木主計)殿	12/12/1	46	
				朴沢(まのさきの内)	後藤分北在家・同ひかけ在家・同やちの在家(後藤分きたのさいけ)[同ひかけさいけ][同やちの在家]	(2貫900文地り)	613文	後藤分北在家500地りに106文、同ひかけ在家1貫文地りに211文、同やちの在家1貫400文地りに296文、合て出代、	後藤殿	12/12/1	112	1貫につき211文	
				朴沢(まのさきの内)	松木在家[松木さい〇け]	3貫500地り	739文		山河主水殿	12/11/30	126	1貫につき211文	
				朴沢(まのさきの内)		1貫350地り	285文		木村満六殿	12/11/30	127	1貫につき211文	
	高山(たか山)	13貫875文		高山(高山)		13貫875文	2貫930文	3分1に4貫625文、この内会津上様分年貢2貫3しりに1貫610文、小梁川殿分年貢1貫600しりに112文、合て段銭1貫722文引き、出代、	たか山のおとな中	12/11/26	4		
				高山(高山)	しかこうや[しかこうや]	3000苧	600文	前々の如く、3000苧役に段銭「入うめん(井かこうやへ)」分を除き、その外3000苧役に20文懸かり、	しかこうやへ	12/11/27	9	天正11年4月13日付布施信濃宛伊達輝宗安堵状で、しかこうやの地主駒を安堵。天正14年12月15日付布施助衛門宛伊達政宗免許状で、田銭600文免除布施氏は「鹿小屋」在家主。(地名辞典)/1000苧につき200文	
	伊佐沢(いさいは)	36貫225文	此内十二ノ百文御中館(ひ)	伊佐沢(いさいはの内)	平分・大石むさの助分福荷田[たいら〇分][大石むさの助ふん(なりてん)]		1貫354文	平分1貫200文、大石むさの助分福荷田154文、合て、	平与八郎殿	12/11/28	42		
				伊佐沢(いさいはの内)	目々沢丹後守分七屋敷(目々沢たん〇こふん七屋敷)		550文		目々さへたんこ守(目々沢丹後守)殿	12/11/28	47		
				伊佐沢(いさいはの〇内)	目々沢丹後分・宿の在家・大石在家・本かへり在家・三郎二郎在家・杉の在家(別府在家にしかくと在家[めいさハ丹後ふん])[宿のさいけ][大石在家[本かへり在家][三郎二郎在家][杉の在家][別府在家][しあくと在家]	12貫300L	2貫760文		あさくら七郎あもんと	12/11/29	83	遠藤39-⑤/1貫につき224文	
伊佐沢(いさいはの内)				あしざわ[あしざわ]		1貫980文		山口志ん四郎殿	12/11/30	91			
伊佐沢(いさいはの内)				遠藤下総分岩穴在家・窪の在家・川まへ[いぬ藤下おさ〇ふん、岩あなさいけ、窪の在家、川まへ]	9貫500地り	2貫90文		地地四郎左衛門殿	12/11/3	103	1貫につき220文		
伊佐沢(いさいはの内)				大窪美濃分[大窪〇美濃ふん]		2貫90文		大くほみの守(大窪美濃守)殿	12/12/2	129			
洲島(すのしま)	63貫225文		洲島(すのしま)	庶子方、小嶋八郎五郎分・すゑ分・御大領みやさき主水分[そしかた小嶋〇八郎五郎分、すゑふん、御大領みやさきもんと(ママ)分]		3貫611文		をしま(小嶋)八郎五郎殿	12/11/28	57			
			洲島(島のしま)	加地藤衛門・同源三[から藤衛門〇、同源三]		1貫660文		加地藤衛門との	12/11/29	59			
			洲島(島のしま)	庶子方、湯目又二部分[そしかた湯目又二部分]		1貫735文		湯目又次郎殿	12/12/1	108			
			洲島(島の嶋)	惣領職[惣領敷(ママ)]		10貫100文	3分1の勘定に合候て、「此外こそしかたよし可罷出候也」	堀目十左衛門殿・大津与太郎殿	12/12/5	143			
番丸(うた丸)	30貫625文		番丸(歌丸之内)	やち田[やち田]	1000苧	280文		志んの十郎衛門との	12/11/27	11	1000苧につき280文		
			番丸(うた丸の内)	木村満六分[木村満六分]	1500苧	420文		彦九郎殿	12/11/28	56	1000苧につき280文		
			番丸(歌丸の内)	御太領[御太領]	3000苧	840文		四かま(四釜)殿	12/11/30	93	1000苧につき280文		
			番丸(歌丸の内)	窪の在家[窪の〇在家]	1000苧	280文		松岡三の助殿	12/11/30	94	1000苧につき280文		
			番丸(歌丸かた)	はばき在家[はばき〇さしや]	1000苧	280文		歌丸新兵衛殿	12/11/30	95	1000苧につき280文		
			番丸(うた丸之内)	塩から田[塩から田]	700苧	196文		志ほから田おとなへ	12/11/30	97	1000苧につき280文		
			番丸(うた丸之内)	とくま在家[とくまさいけ]	1000苧	280文	庶子方御段銭	大いし主殿助殿	12/12/3	132	1000苧につき280文		
奥田(おく田)	13貫650文		奥田(おく田)	木村満六分[木村満六分]	1500苧	420文		彦九郎殿	12/12/11	147	1000苧につき280文		
			奥田(おく田)		13貫650文	4貫315文	3分1に4貫550文、この内195文湯目平分へ引く、		12/11/26	2			
時田(とき田)	24貫235文		時田(とき田)		24貫235文	4貫237文	3分1に8貫79文、この内、横尾分・前田河助衛門分合て、守護不入3貫343文引き、鹿又助七郎分へ150文引き、富塚近江殿分344文引き、出代、	とき田(時田)おとな中	12/11/29	74	遠藤39-⑩		
笹(のそき)	9貫150文		笹(のそき)		9貫150文	1貫865文	3分1に3貫50文、この内、まつから分・湯目豊後分合て1貫110文、守護不入に引き候間、又豊又助七郎分へ75文、当年ばかり引き候て、出代、	のそき(笹)おとな中	12/11/28	48			
大塚(大つか)	11貫30文		大塚(大塚)		10貫30文(11貫30文の誤記か)	3貫677文	3分1		たしらかもん(平掃部)殿・ほ(力)しや蔵人主殿・新藤けんはん(玄番)殿	12/11/28	54		
			内馬場(内馬場)		1500苧	420文		志まめきしせん(高貴肥前)との	12/11/28	22	「来年ハけんミ(検見)を申候間、田少もおほく候はし、御きうめひ(弘明)殿へ(後)1/1000苧につき271文」		
			梅津与五郎分、きう在家[梅津与〇五郎分、きう在家]	3貫500しり(年貢)	770文		平二郎兵へ殿	12/11/29	82	遠藤39-⑨			
			当田[とうてん〇]	1000苧	280文	ふりう(夫科)免[ふりうめん]	管の源ひやうへ殿	12/12/1	123	1000苧につき280文			
			中津川丹波分直納・岩倉別当分・中津川[はばき分][中津川丹波分直納][岩倉別当分][中津川はばき分]		1貫852文	中津川丹波分直納の御段銭4貫501文、岩倉別当分御段銭、1貫125文、并中津川はばき分御段銭3分1に勘定候て、	中津川丹波守殿	12/12/3	135				